

井原市過疎地域持続的発展市町村計画 (素案)

(令和8年度～令和12年度)

岡山県井原市

目 次

第1章 基本的な事項 · · · · ·	1
1 市の概況 · · · · ·	2
(1) 自然的条件 · · · · ·	2
(2) 歴史的条件 · · · · ·	3
(3) 社会的、経済的諸条件 · · · · ·	3
(4) 過疎の状況と課題及び今後の見通し · · · · ·	3
(5) 社会経済的発展の方向 · · · · ·	4
2 人口及び産業の推移と動向 · · · · ·	5
(1) 人口の推移と今後の見通し · · · · ·	5
(2) 産業構造の推移と動向 · · · · ·	6
3 行財政の状況 · · · · ·	8
(1) 行政の状況 · · · · ·	8
(2) 財政の状況 · · · · ·	10
(3) 施設整備水準の状況 · · · · ·	11
4 地域の持続的発展の基本方針 · · · · ·	12
(1) これまでの取組の成果と課題 · · · · ·	12
(2) 持続的発展の基本方針と主要施策 · · · · ·	12
5 地域の持続的発展のための基本目標 · · · · ·	14
6 計画の達成状況の評価に関する事項 · · · · ·	14
7 計画の期間 · · · · ·	14
8 公共施設等総合管理計画との整合 · · · · ·	14
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 · · · · ·	17
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針 · · · · ·	18
2 移住・定住の促進 · · · · ·	18
3 人材の育成・活用 · · · · ·	19
4 関係者間の連携及び協力の確保 · · · · ·	20
事業計画 · · · · ·	22
公共施設等総合管理計画との整合 · · · · ·	22

第3章 産業の振興	23
1 産業振興の方針	24
2 農畜産業の振興	25
3 林業の振興	27
4 地場産業の振興	28
5 企業の誘致	29
6 起業の促進	30
7 商業の振興	31
8 観光の振興	32
事業計画	34
産業振興促進事項	35
公共施設等総合管理計画との整合	35
第4章 地域における情報化	37
1 地域における情報化の方針	38
2 情報通信基盤の利活用	38
3 電子自治体、自治体DXの推進	39
4 情報通信技術を活用した地域づくり・ひとづくり	39
事業計画	40
公共施設等総合管理計画との整合	40
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	41
1 交通施設の整備、交通手段の確保の方針	42
2-1 県道の整備	43
2-2 市道の整備	44
2-3 農林道の整備	45
3 公共交通の確保対策	46
事業計画	48
公共施設等総合管理計画との整合	49

第6章 生活環境の整備	51
1 生活環境の整備の方針	52
2 上水道等の整備	52
3 下水処理施設の整備	53
4 廃棄物処理施設の整備	54
5 斎場施設の整備	55
6 自然環境の保全と景観の創造	55
7 消防、救急体制の整備	56
8 安全で安心できる地域づくり	57
9 公営住宅の整備	58
事業計画	60
公共施設等総合管理計画との整合	61
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	63
1 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針	64
2 子育て環境の確保、児童福祉	65
3 高齢者福祉	65
4 障害者福祉	67
5 健康づくり	68
事業計画	69
公共施設等総合管理計画との整合	69
第8章 医療の確保	71
1 医療確保の方針	72
2 地域医療の確保	72
事業計画	74
公共施設等総合管理計画との整合	74

第9章 教育の振興	75
1 教育振興の方針	76
2 学校教育の充実	77
3 幼稚園教育の充実	79
4 生涯学習の推進	81
5 スポーツの推進	82
6 國際交流の推進	83
事業計画	85
公共施設等総合管理計画との整合	86
第10章 集落の整備	87
1 集落整備の方針	88
2 集落の整備	88
事業計画	89
公共施設等総合管理計画との整合	89
第11章 地域文化の振興等	91
1 地域文化の振興等の方針	92
2 芸術、文化	92
3 文化財の保存	93
事業計画	94
公共施設等総合管理計画との整合	94
第12章 再生可能エネルギーの利用の推進	95
1 再生可能エネルギーの利用の推進の方針	96
2 地球温暖化対策が広く普及した地域づくり	96
事業計画	97
公共施設等総合管理計画との整合	97
第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	99
1 行政運営の課題とその対策	100
2 財政運営の課題とその対策	101
【参考】事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分	102

第1章 基本的な事項

1 市の概況

(1) 自然的条件

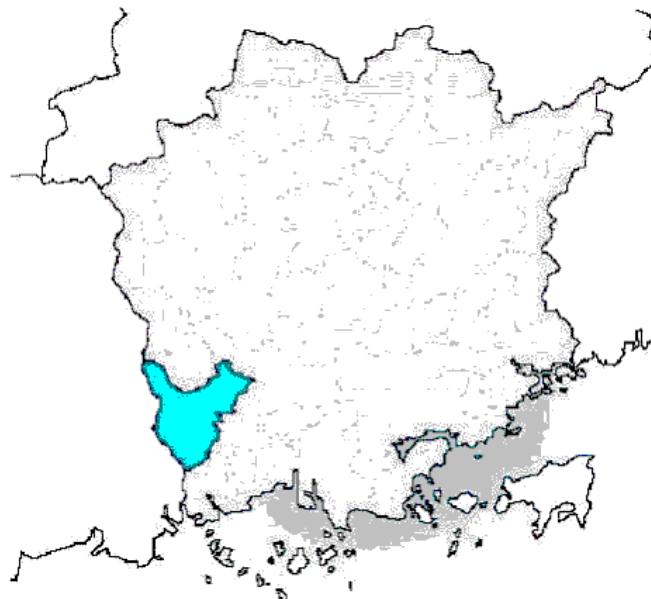
本市は、県の西南部に位置し、北は高梁市、東は総社市及び小田郡矢掛町、南は笠岡市、西は広島県福山市及び同県神石郡神石高原町に接している。

高梁川支流の小田川が市の南部を西から東へ貫流し、その流域の平野部に市街地が形成されている。

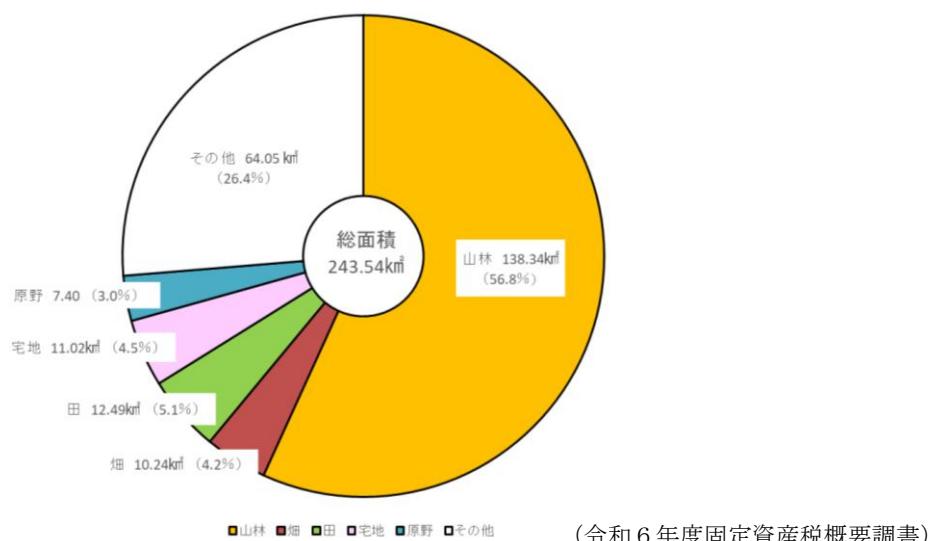
また、北部は標高 200~500m 前後の急斜面と高原面で構成される山岳丘陵地となっている。

全体的に温和な気候に恵まれ、年間平均気温は 13~15°C、年間降水量は 1,200mm 前後となっている。南は瀬戸内海を経て四国山地に、北は中国山地に遮られているため、台風や季節風の影響を受けることも比較的少なく、年間を通じて晴天の日が多くなっている。

井原市の位置



土地利用の状況



(2) 歴史的条件

本市には、多くの遺跡や古墳が発見されており、有史以前から開けていたといわれている。

また、市内各地には城址、中世豪族屋敷跡や寺院も多く、更に鎌倉時代に端を発したといわれる三斎市「高山市」や「八日市」があり、中世における繁栄の跡をしのばせている。

江戸時代には、本地域は幕府領、旗本領、藩領と変遷を繰り返したが、廃藩置県により備中 11 郡は備後 6 郡とともに笠岡に置かれた深津県に属することになった。その後、深津県は小田県と改称され、明治 8 年に岡山県に編入（備後 6 郡は翌年 4 月に広島県に編入）された。こうした歴史的背景から広島県福山地方との経済的な結びつきは強いものがある。

平成 17 年 3 月 1 日には、生活・経済・交通圏で密接な結びつきのあった井原市、後月郡芳井町及び小田郡美星町の 1 市 2 町が合併し、現在の「井原市」が誕生した。

(3) 社会的、経済的諸条件

本市は、県南・備後の両工業地域の後背地にあり、周辺市町とは通勤、通学、商品流通を介して結びつきは非常に強い。

南部の平野部では、繊維、輸送用機械器具、電子部品、プラスチック製品製造等を中心に、県西南部の内陸工業都市地域を形成しているほか、市街地には、行政、文化、商業、住宅、医療等の諸機能が集積し、市の生活拠点としての役割を担っている。

北部の高原面では、農業が産業の中心となっており、畑地かんがい施設を中心とする畑地帯総合土地改良事業、ほ場整備事業、広域営農団地農道整備事業をはじめ、農村総合整備モデル事業、中山間地域総合整備事業等農林事業を中心とした大型プロジェクトに取り組み、生産基盤と総合的な居住環境が向上している。

また、急斜面では、立地条件が悪く、生産基盤の整備が遅れており、生産性の向上が図りにくい状況にある。

(4) 過疎の状況と課題及び今後の見通し

昭和 30 年代後半から産業構造の改革、国民経済の高度成長等によって端を発した、いわゆる過疎化現象は、本市においても、まず新規学卒者を中心に若年層の流出が始まり、これに出生数の減少も加わり、年少人口を中心とする若年層が著しく減少していった。

児童・生徒の著しい減少により、学校統合や複式学級の導入が行われたのをはじめ、自家用車の普及もあってバス路線の休廃止、減便等教育、公共交通の面で過疎化が進行し、同時に高齢化が顕在化した。

産業面では、県南及び備後臨海地帯での工業集積により、所得の確保と安定のため通勤型出稼者が増加し、本市北部の基幹産業である農業において第 2 種兼業農家が大半を占めることとなった。さらに、労働力の高齢化が進み、経営規模の縮小を余儀なくされ、優良農地の荒廃もみられるようになった。

こうした状況の中、昭和 45 年以降、「過疎地域対策緊急措置法」、「過疎地域振興特別措置法」、「過疎地域活性化特別措置法」及び「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、産業振興の助成、生活基盤の整備、U ターンや定住対策等各般の過疎対策を計画的に実施した結果、近年、社会的過疎化は若干の落ちつきをみせているものの、死亡が出生を上回る自

然減の影響もあり、人口減少は依然として拡大傾向にある。

特に、北部地域における高齢化の進行が激しく、道路や水路の清掃、防犯・防火活動、冠婚葬祭時の相互扶助等、集落機能の低下が大きな問題となっており、また廃屋や荒廃地の増加は精神的な過疎化に拍車をかける要因になり得ることから、その対策は喫緊の課題である。

今後、地域の持続的発展を進めるにあたっては、人口減少幅の抑制が必須であるため、当計画はもとより、「井原市総合計画」をはじめとする各種計画に基づき、地域の持続的発展に資する諸事業を着実に実行し、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進する必要がある。

(5) 社会経済的発展の方向

本市は、県南・備後の両工業地域の後背地として恵まれた立地条件にもかかわらず、高度経済成長の影響を受け過疎化が進行してきた。

今日、広域交通網の整備による通勤可能範囲の拡大や住宅団地の整備・分譲が進む中、社会移動による人口減は一応の落ちつきをみせているものの、急激な高齢化と出生率の低下による自然減が加速しつつある。

過疎化の進行に歯止めを掛け、社会経済の発展を図るためにには、若年層の流出の抑止と都市部からの人口の流入を促進する必要がある。このことから、貴重な地域資源を生かしつつ、市民と行政との協働により、経済・雇用対策、子育て支援や地域福祉の充実、災害対策を講じるとともに、地域のデジタル化の推進、本市への人の流れの創出、「ふるさといばら」の未来を担う人材の育成等、誰もが主役で活躍でき、しあわせが実感できる「元気なまちづくり」を目指す必要がある。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と今後の見通し

本市の人口の推移は、表1-1(1)に示すとおりである。昭和55年に51,669人であった人口が、令和2年には38,384人と、25.7%減少している。

年齢階層別では、65歳以上の高齢者人口が長寿社会の到来とともに増加している。人口総数に占める割合も若年層の減少と相まって年々上昇して令和2年には37.4%となり、いまや2.7人に1人が高齢者である。

これに対し、15歳から64歳までの生産年齢人口は減少傾向にあり、中でも15歳から29歳までの若年者人口の減少率は、常に二桁に及ぶなど顕著である。

さらに、0歳から14歳までの幼年人口の減少率にあっては、いずれの時期においても最も高く、出生率の低下が本市の人口減少における深刻な課題であることが窺える。

このように、少子高齢化が急速に進行する中にあって、出生率の上昇は見られず、本市の人口は減少傾向で推移している。

その要因として挙げられるのは、死亡数が出生数を上回る自然減と転出数が転入数を上回る社会減であるが、社会増減については減少幅が拡大縮小を繰り返し、変動が見られるのに対して、自然増減については概ね一定して減少傾向にあることから、本市においては自然減の影響をより大きく受けていると考えられる。

なお、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計に準拠した将来推計によると、本市の総人口は、表1-1(2)に示すとおり今後も減少が続き、現状のまま何も策を講じなかつた場合、令和42年(2060年)には20,205人にまで減少すると予測されている。

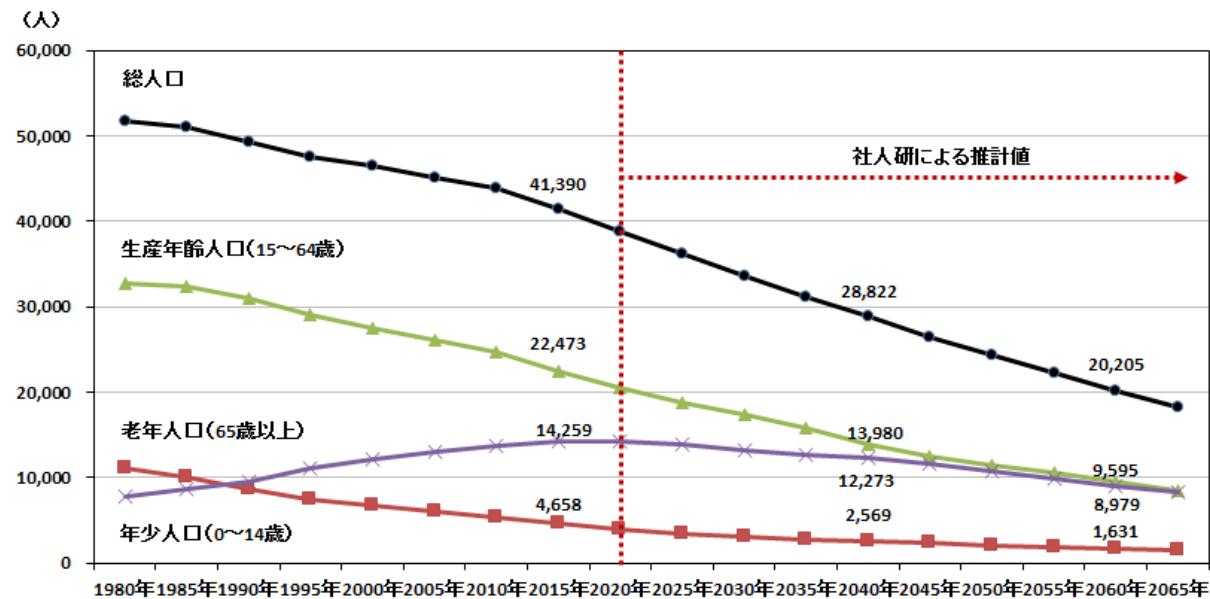
昭和55年から令和2年までの40年間の実減少率が25.7%であったのに対し、令和2年から令和42年の40年間の予測減少率は47.9%であることから、今後、人口減少が更に加速化、深刻化することが懸念される。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 51,669	人 49,255	% △ 6.3	人 45,104	% △ 8.4	人 41,390	% △ 8.2	人 38,384	% △ 7.3	
0歳～14歳	11,145	8,630	△ 26.4	5,970	△ 30.8	4,658	△ 22.0	3,880	△ 16.7	
15歳～64歳	32,741	31,075	△ 8.4	26,173	△ 15.8	22,465	△ 14.2	20,028	△ 10.8	
うち 15歳～ 29歳(a)	8,606	7,667	△ 24.9	6,067	△ 20.9	5,271	△ 13.1	4,610	△ 12.5	
65歳以上 (b)	7,783	9,550	37.3	12,961	35.7	14,247	9.9	14,355	0.8	
(a)/総数 若年者比率	% 16.7	% 15.6	—	% 13.5	—	% 12.7	—	% 12.0	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 15.1	% 19.4	—	% 28.7	—	% 34.4	—	% 37.4	—	

※ 総数には不詳分を含む

表1－1（2）社人研推計準拠による将来人口推計（国勢調査・社人研推計値）



		実績値	推計値									
			平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)
人口 へ 人 一	総人口	41,390	38,781	36,165	33,651	31,217	28,822	26,506	24,313	22,231	20,205	18,258
	年少人口 (0～14歳)	4,658	3,989	3,462	3,103	2,797	2,569	2,345	2,095	1,851	1,631	1,455
	生産年齢人口 (15～64歳)	22,473	20,467	18,818	17,374	15,779	13,980	12,583	11,537	10,550	9,595	8,520
	老年人口 (65歳以上)	14,259	14,325	13,885	13,174	12,641	12,273	11,578	10,681	9,830	8,979	8,283
割 合 ～ %	年少人口割合 (0～14歳)	11.3	10.3	9.6	9.2	9.0	8.9	8.8	8.6	8.3	8.1	8.0
	生産年齢人口割合 (15～64歳)	54.3	52.8	52.0	51.6	50.5	48.5	47.5	47.4	47.5	47.5	46.7
	老年人口割合 (65歳以上)	34.4	36.9	38.4	39.2	40.5	42.6	43.7	44.0	44.2	44.4	45.3

※平成27年（2015年）は国勢調査実績値、令和2年（2020年）以降は国立社会保障・人口問題研究所に準拠し、内閣府が作成したもの。

※ただし、人口推計の算出に用いるにあたり、平成27年（2015年）の実績値のうち一部の年齢階層別人口へ「不詳分」が振り分けられていることから、表1-1（1）の同項目数値と相違している。

（2）産業構造の推移と動向

本市の産業構造は表1-1（3）に示すとおり、民営事業所では、製造業、卸売業・小売業、医療・福祉の3業種に属する事業所が全体の約5割、従事する従業者も全体の約7割を占めている。

中でも製造業は、繊維・衣服、輸送用機械器具、電子部品、情報通信機械器具、プラスチック製品等の製造加工において、多様で高い技術力を持つことから、昭和40年代以降これらの事業に従事する従業者が増加した。生産拠点の海外移転や海外の労働生産性の向上

等により、近年は一転減少に転じているものの、依然として本市の雇用を支える基幹産業と言える。

このような状況下にあって、産業分類別就業人口の動向は、表1-1(4)に示すとおり第一次産業の就業人口が全就業人口に占める割合は年々減少し、平成27年には1割を下回った。一方で、第二次及び第三次産業の就業人口割合は約9割で推移しており、産業構成の大きな変動は見られない。

今日の農業をめぐっては、恵まれた自然環境を生かした、ぶどうやごぼう等の生産や農産物の加工等が活発化しつつあるものの、農業従業者の平均年齢が64.5歳(2020年農林業センサス)と高いことから、高齢化が進行していることが窺え、他業種にも増して担い手の確保・育成が課題である。

表1-1(3) 産業別事業所数・従業者数(令和3年経済センサス-活動調査)

	事業所数	従業者数 (人)
合計	1,643	15,670
農林漁業	15	79
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	161	850
製造業	255	5,872
電気・ガス・熱供給・水道業	4	34
情報通信業	6	39
運輸業、郵便業	37	842
卸売業、小売業	391	2,375
金融業、保険業	21	203
不動産業、物品賃貸業	75	164
学術研究、専門・技術サービス業	31	168
宿泊業、飲食サービス業	106	514
生活関連サービス業、娯楽業	148	550
教育、学習支援業	75	693
医療、福祉	153	2,589
複合サービス事業	24	214
サービス業(他に分類されないもの)	141	484

※公務をのぞく

表1-1(4) 産業分類別就業人口の動向(国勢調査)

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	人	人	%	人	%	人	%	人	%
※	27,745	26,019	△ 6.2		22,086	△ 15.1	19,177	△ 13.2	18,727	△ 2.3
第一次産業	人	人	人	-	人	-	人	-	人	-
就業人口	5,065	3,453			2,345		1,387		1,147	
同比率	18.3 %	13.3 %			10.6 %		7.2 %		6.1 %	
第二次産業	人	人	人	-	人	-	人	-	人	-
就業人口	13,153	13,212			9,305		7,228		6,763	
同比率	47.4 %	50.8 %			42.1 %		37.7 %		36.1 %	
第三次産業	人	人	人	-	人	-	人	-	人	-
就業人口	9,523	9,347			10,292		10,175		9,898	
同比率	34.3 %	35.9 %			46.6 %		53.1 %		52.9 %	

※「分類不能の産業」を含む

3 行財政の状況

(1) 行政の状況

① 市町合併の状況

地形的、歴史的な背景もあって強く結びつき、就業・通学者からみた日常生活圏において、人の交流も盛んなこと、また、住民の高度化、多様化するニーズに応えるとともに、広い観点から一体的なまちづくりを進めるため、平成17年3月1日、井原市、後月郡芳井町及び小田郡美星町が合併した。

② 市の行政体制

(議決機関)

市議会の定数は、現在18人であり、委員会は3つの常任委員会（総務産業委員会、厚生文教委員会、予算決算委員会）と議会運営委員会を設置している。

(執行機関)

地方自治体を取り巻く社会経済情勢が急激に変化する中、行政需要は複雑、多様化しており、こうした時代の要請に弾力的かつ的確に対応するため、漸次機構改革を行うなど、効率的な組織づくりと行政運営を行ってきた。

今後も、関係する部署が広範囲にわたる施策の推進等、必要に応じて組織横断的な体制づくりに取り組むとともに、行政を取り巻く環境の変化に対応できる創造力、企画力、政策形成能力等を身につけた職員の養成やそのための体系的な研修の充実が課題である。

また、行政情報処理システムの効率的な運用、ICTの活用等情報サービス機能の一層の整備・充実が望まれる。

(周辺市町との協力体制)

交通網の発達、通信手段の整備等により、市民の生活水準は向上するとともに、日常生活圏は飛躍的に広がり、周辺市町とは社会的・経済的に一層強く結びつくこととなった。

このような社会変化に伴い、行政においても市町区域を超える事業は広域事業として、周辺市町との連携、協調を図り、一体的に処理していくことが求められる。

昭和40年度の岡山県西部衛生施設組合設立以降、近接する市町と表に示すような事務事業の共同処理を行っているほか、高梁川流域及び備後圏域の自治体と連携協約に基づく計画を策定し、広域行政に取り組んでいる。

全国的に進行する人口減少や少子高齢化により、今後は単独の自治体で全ての行政サービスを担うことが困難になることが予測されており、広域での取組の重要性は一層高まっていることから、多様な分野で多様な形の連携を、環境の変化に応じて柔軟に見直しを行いながら実施していくことが求められている。

行政事務共同処理の状況

名称	設立年月日	設置団体名	共同処理事業
岡山県西部衛生施設組合	S40.7.28	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	ごみ（可燃性・不燃性）、資源ごみ、し尿、斎場
岡山県井原地区清掃施設組合	S45.4.1	井原市、矢掛町	ごみ（可燃性）
井原地区消防組合	S48.4.1	井原市、矢掛町	消防、救急

広域連携の状況

名称	設立年月日	構成団体名	計画等
井笠圏域振興協議会	S46.8.1	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	
高梁川流域自治体連携推進協議会	H26.8.18	倉敷市、井原市、新見市、高梁市、総社市、浅口市、笠岡市、矢掛町、早島町、里庄町	第3期高梁川流域圏成長戦略ビジョン（R7～R11）
備後圏域連携協議会	H23.12.21	福山市、井原市、笠岡市、尾道市、三原市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町	第3期びんご圏域ビジョン（R7～R11）

(2) 財政の状況

歳入においては、自主財源の大部分を占める市税について、法人市民税は市内企業の業績に年次的な変動が大きいことに加え、物価高騰や国際情勢などの影響により先行きの不透明さがあることから、安定的な税収の伸びを見込めない中、人口減少による税収基盤の縮小により、市税全般において大幅な減収を余儀なくされるなど、財源の確保が極めて困難な状況である。

歳出においては、高齢化の進行や幼児教育・保育の無償化事業等による社会保障関係経費の増加や施設の老朽化に伴う公共施設等の維持更新経費の増加等が見込まれ、本市は非常に厳しい財政状況にある。

表1-2(1) 市町村財政の状況 (単位:千円、%)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	21,283,253	20,194,611	28,926,088
一般財源	13,573,216	15,120,734	13,173,163
国庫支出金	2,277,730	1,976,247	7,364,794
都道府県支出金	1,224,537	1,095,062	2,377,159
地方債	1,775,100	1,690,143	3,288,803
うち過疎対策事業債	183,900	700,500	1,238,600
その他	2,432,670	312,425	2,722,169
歳出総額 B	19,281,421	19,501,903	28,680,378
義務的経費	8,040,298	8,234,904	8,360,258
投資的経費	2,619,408	2,043,676	5,966,473
うち普通建設事業	2,583,828	2,036,142	5,642,943
その他	8,621,715	9,223,323	14,353,647
過疎対策事業費	3,706,970	2,775,607	4,460,451
歳入歳出差引額 C (A-B)	2,001,832	692,708	245,710
翌年度へ繰越すべき財源 D	155,359	243,828	157,206
実質収支 C-D	1,846,473	448,880	88,504
財政力指数	0.432	0.403	0.419
公債費負担比率	13.5	14.2	12.1
実質公債費比率	12.7	11.6	9.7
起債制限比率	6.6	5.6	3.7
経常収支比率	87.1	90.4	89.0
将来負担比率	32.4	-	-
地方債現在高	19,321,167	18,770,842	19,680,330

(注) 1 上記区分については、地方財政状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。

ただし、実質公債比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく数値を使用する。

(3) 施設整備水準の状況

次表は、主要公共施設等の整備状況である。

- 市道の改良率は、令和2年度末で42.8%、舗装率は89.0%と年々改善されてはいるが、2次改良、コンクリート舗装の改善等の課題も含め、今後も引き続き整備が必要である。
- 農道は、幅員が狭く耕作道的なものが多いいため、今後も受益面積等路線の重要性を考慮した整備が必要である。
- 林道は、林野1ha当たりの林道延長が令和2年度末で3.1mと整備水準が低いため、今後も森林資源の生産性向上や憩い・レクリエーション機能を高める林道網整備が必要である。
- 水道普及率は、令和2年度末時点で93.4%であり、今後も水道の普及に努め、老朽管の敷設替や施設の耐震化、水道事業と簡易水道事業の統合を推進する。
- 水洗化率は、令和2年度末で77.7%であり、今後も公共下水道事業を計画的に進め、合併処理浄化槽の設置補助を促進し、「クリーンライフ100構想」に基づいた適切な下水処理施設の整備が必要である。
- 人口千人当たりの病院、診療所の病床数は令和2年度末で8.2床であり、今後も地域医療を維持していくために医療機関の機能の充実が必要である。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	23.2	32.6	38.6	42.3	42.8
舗装率 (%)	76.0	85.1	86.8	88.6	89.0
農道					
延長 (m)	25,735	502,345	372,590	354,201	462,249
耕地1ha当たり農道延長 (m)	10.9	115.0	94.4	118.7	197.5
林道					
延長 (m)	20,386	45,359	48,863	50,852	49,419
林野1ha当たり林道延長 (m)	2.8	4.0	3.9	3.3	3.1
水道普及率 (%)	4.3	76.3	83.3	94.2	93.4
水洗化率 (%)	-	-	-	73.6	77.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	2.7	10.7	9.9	9.3	8.2

(注) 昭和55年度末から平成12年度末までの数値は、旧井原市分を除いている。

(平成17年3月の市町合併以前、旧井原市は過疎地域に指定されていなかったため)

4 地域の持続的発展の基本方針

(1) これまでの取組の成果と課題

本市は、平成17年3月の旧芳井町、旧美星町との合併を契機に、井原市全域が過疎地域に指定された。これに伴い、合併以前に実施されてきた過疎対策事業を引き継ぎつつ、「井原市過疎地域持続的発展市町村計画」等に基づき、生活基盤や交通通信体系の整備、産業振興による雇用の確保、社会福祉の向上等集落機能の維持に資する施策や新たな産業の創出、都市部との交流事業等UIJターンを促す施策を実施し、「市民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めてきた。

しかしながら、山間部を有することによる地理的・地形的制約に加え、加速する少子高齢化の煽りを受けて地域活力の衰退や生活基盤の弱体化が進んだ結果、旧過疎法対象地域であった旧町区域に留まらず、旧市区域においても一部集落が存亡の危機に瀕するなど、人口の減少傾向が著しい状況にある。

人口減少は、経済活動の縮小や競争力の低下等需要と供給両面への悪影響を及ぼしかねず、また税収の減少による市財政の悪化や社会インフラ、教育、医療、福祉等公的サービスの低下にも繋がり、地域社会や市民生活の質の維持が困難になることが危惧される。

そのため、今後も魅力ある住環境の整備、就業対策やUIJターン希望者に対する移住・定住施策を推進し、将来の世代からも選ばれる「魅力あふれる元気なまちづくり」に向けて、全市一体で地域の持続的発展に資する取組を推進する必要がある。

(2) 持続的発展の基本方針と主要施策

本市では、令和3年3月に「第2期元気いばら まち・ひと・しごと創生総合戦略」「第2期人口ビジョン」(以下、「総合戦略」)を策定し、「自然増と社会増の仕組みづくり」を基本的な方向性としつつ、人口減少対策及び地方創生に取り組んでいる。

のことから、当計画では、これらに掲げる基本目標に沿って以下のとおり基本方針を定めたうえ、関連する諸施策を実施する。

加えて、公共サービスや地域経済・産業の担い手不足、コミュニティ維持の困難などの課題について、デジタル技術を最大限に活用し、地域経済の活性化と公共サービスの効率的・効果的な維持・強化を図り、住民が将来にわたって安心して暮らすことのできる、持続可能な地域社会の実現を目指す。

①稼ぐ地域、安心して働ける環境をつくる

本市には、中小企業を中心とする多様な製造業が集積しており、これらの企業が元気であることは雇用の確保に直結する。このことから、事業者・産業団体・金融機関・行政が協働し、地域産業の活性化に向けた各種施策を展開する。

さらに、新たな企業用地の確保や民間事業者による用地開発等の支援等により企業立地を促進することで、雇用機会を創出する。

また、農業においては、担い手の確保・育成を支援しつつ、生産基盤を整備・強化して経営の安定を図るとともに、農畜産物・農産加工品のブランド化や6次産業化を推進し、

儲かる農業への転換を図る。

②つながりを築き、新しいひとの流れをつくる

本市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、自然災害が少ない。また、近隣中核都市への移動が1時間圏内と、アクセスも良好である。このような地の利を生かし、住宅団地の分譲や空き家の利活用等魅力ある住環境を確保することで、移住・定住人口の増加を図る。

また、地域に根差した文化や「美しい星空」等の豊富な地域資源について広く情報を発信しつつ、都市住民との交流や地域の賑わいを創出する施策を推進し、交流人口・関係人口の増加を図る。

さらに、地域おこし協力隊や専門的な人材、大学・専門機関等地方創生を担う人材を活用するとともに「ふるさといばら」の未来を創る人材を育成する。

③結婚し、産み、育てられるまちをつくる

核家族化の進展や女性の社会進出、晩婚化・非婚化等により少子化が進行する中、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化している。

市民の結婚・出産・子育ての希望を叶えるため、出会いと交流の場の提供、母子保健や相談体制の充実、子育てに係る医療費や保育料等費用負担の軽減、保育・子育ての拠点の充実など地域における子育て支援活動の充実を図る。

また、子ども一人ひとりの主体性・社会性・創造力等の育成、学力の向上、情報活用能力の育成に繋がるよう、教育環境の整備・充実を図る。

④ひとが集い、安心して暮らすことのできる魅力的な地域をつくる

高齢化が進む中にあっても、いつまでも安心し、健康で元気に暮らすことができる地域をつくるため、市民の健康寿命の延伸を図るとともに、地域を支える多様な協働の仕組みを構築する。

また、「国土強靭化地域計画」に基づく防災・減災対策の実施、道路や水道等の生活基盤の整備や公共交通等の都市基盤の確保・維持を推進する。

さらに、人口減少・高齢化の時代に即した、コンパクトで利便性が高く持続可能な地域づくりに向けて、国・県・連携中枢都市圏等との事業連携や Society5.0 (注1) の実現を見据えた AI (注2)、IoT (注3) 等の積極活用による、効率的かつ効果的な行政運営を実践する。

注1：狩猟社会・農耕社会・工業社会・情報社会に次ぐ、「第5の社会」を意味する呼称。AI・IoTやロボティクス等の革新的な技術を様々な分野に展開し、サイバー空間と現実空間を高度に融合させることで、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会の在りかた。

注2：人工知能。人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

注3：コンピュータ等の情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測等を行うこと。

なお、当計画の策定・実施に当たっては、本市の最上位計画である「井原市総合計画」及び各分野の諸計画との整合を図りつつ、適切に実施する。

5 地域の持続的発展のための基本目標

上記、持続的発展の基本方針と関連施策の実施により、本計画期間内において達成すべき計画全般に関わる基本目標を、下記のとおり設定する。

目標指標	目標値	社人研推計値【参考】 (令和12年度)
人口	34,246人 (令和12年)	33,651人 (同 左)
社会増減数 (転入－転出)	△160人 (令和8～12年の5か年累計)	△332人 (同 左)

6 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の推進にあたっては、施策の実施状況と効果を評価し、改善する仕組みとしてPDCAサイクル（注4）を確立する。

なお、達成状況の評価及び改善策の提言は、本計画が「総合戦略」と足並みを揃えて実行することから、市民、有識者、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業で構成する「元気いばら創生戦略会議」において、「総合戦略」と併せて行い、その結果を次年度以降の施策実施に反映する。

注4：Plan-Do-Check-Act（Action）の略称。計画、実施、評価、改善の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。

7 計画の期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

人口減少・少子高齢化に伴い、歳入は減少する一方、扶助費等の社会保障費の増大により歳出の増加が見込まれ、市の財政状況を圧迫することが懸念される中、本市の公共施設は、今後一斉に建替えや大規模改修が必要な時期を迎えることから、公共施設の維持、更新にあたっては、これまでの考え方を大きく転換させる必要がある。このことを受け、平成29年3月に「井原市公共施設等総合管理計画」を策定した。

同計画では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針・考え方を次のとおり示している。

公共施設及びインフラ資産の維持管理について、最適な時期に修繕、更新を実施するため、点検や診断等の現状把握に努め、劣化を予測し事前に対策をとる予防保全の考え方を取り入れ、ライフサイクルコストの縮減、維持管理コストの平準化、施設の長寿命化に取

り組むとしている。

また、財政状況等を踏まえつつ耐震化の推進や必要な修繕による安全確保を図るとともに、類似する機能を有する施設の統廃合、複合化、多機能化の積極的な推進、人口動態や行政サービスの需要量を想定し、市民との合意形成を図りながら、効果的かつ効率的な適正配置に努め、不要となった施設は適切に除却を進めることとしている。

さらに、インフラ資産はライフラインであることから、総量削減は現実的でないため、積極的な長寿命化、効率化を実施し、コスト縮減に努めることとしている。

本計画の各施策分野において掲げる公共施設等に係る諸事業は、これらの基本的な方針・考え方に基づき、「井原市公共施設等総合管理計画」との整合を図りつつ、適切に実施する。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

コロナ禍を契機とした新しい生活様式による人とのつながり方や、企業等の働き方の見直しが進む中、人口減少対策の要として、移住・定住・地域間交流の促進に向けた取組を一層強化する。

また、持続可能な地域、人間関係を作っていくために、その核となる人材の確保・育成に重点的に取り組む必要があることから、「ふるさと井原の未来を創るひとづくり事業」や「地域おこし協力隊活用事業」をはじめ、人材の育成と活用に繋がる諸事業を多角的に展開する。

さらに、近隣自治体等関係者間での協力により、地域経済の活性化をはじめ、都市機能や市民サービスについて、連携・分担をして取り組み、各自治体の限られた行政資源を有効活用することで、効果的・効率的な行政運営を図る。

2 移住・定住の促進

(1) 現況と問題点

従来から、住宅団地・工業団地の整備、福祉サービスの向上、地域の特色あるまちづくり等幅広い分野において人口減少対策に資する施策に取り組んできたものの、依然として若者の流出は続いている、出生率の低下と相まって人口減少・高齢化が加速化・深刻化している。

コロナ禍を契機として新しい生活様式への転換が進み、都市部から地方への移住について関心が高まったものの、現在も一極集中の傾向は強まっており、本市においても移住・定住の促進に向けた取組強化が一層求められている。

また、将来的な移住に繋げるためには、地域と多様な形で継続的に関わる「関係人口」の拡大が重要であり、本市の魅力を戦略的に情報発信し、交流人口や関係人口の創出を図っていく必要がある。

(2) その対策

① 就業の場の確保

若者の定住を促進するため、地場産業の振興や企業の誘致など雇用機会の創出に努める。

また、地域の資源を有効に活用した観光レクリエーション事業や特産品の開発など地域産業おこし等を効果的に結びつけ、多面的な産業振興に取り組む。

② 住環境の確保

市内において宅地造成・分譲を行う事業者への助成や、移住者の新築・中古住宅の確保支援を行い、移住・定住の促進を図る。

また、市営住宅の改修、上水道及び簡易水道の安定供給に向けた施設整備、公共下水道の整備等を計画的に推進するとともに、持続可能で利便性の高い地域公共交通体系の構築を図り、市民が快適に暮らせる住環境の確保に努める。

③ 空き家の活用等

利用可能な空き家を活用した移住・定住促進に向け、ホームページ等による情報発信を行う。

また、田舎暮らしへの関心の高まりに合わせ、ワーケーション等の受入環境を整備するとともに、都市部で開催される移住相談会等へ出展するなど、UIJ ターン希望者への対応を強化する。

④ 魅力の発信

本市の特産品や地域資源、住環境の良さ、愛着や誇りの持てるまちであることを市内外、国内外に戦略的に発信するシティプロモーションやふるさと納税事業を推進することで、「選ばれる自治体」としての認知度を高め、様々な波及効果へつなげていく。

併せて、市民が共感し、まちに誇りと愛着を持って広く本市の魅力をアピールできるよう、シビックプライドの醸成を図る。

⑤ 賑わいの創出

少子高齢化により人口減少が進む中、過疎地域の持続的発展には若者の定住、関係人口の増加が欠かせないことから、コンパクトで利便性の高いまちへの転換を図る必要がある。

そのため、まちづくり協議会や民間と連携し、公共施設の集約や地域での小さな拠点づくりを進め、賑わいを生み出すなど、過疎地域の活性化を強力に推進する。

3 人材の育成・活用

(1) 現況と問題点

人口減少や少子高齢化等による過疎化が急速に進む中、超高速情報化やグローバル化による時代の変化も激しく、今後いかに持続可能な地域づくり、人間関係づくりを進めていくかが大きな課題となっている。

特に過疎地域においては、地域の課題解決に取り組む担い手の確保が重要であるが、自治会等の地域コミュニティの対応には一定の限界があることから、地域住民や関係人口の中で当事者意識を持つ人材を増やし、こうした人材が地域課題の共有、課題解決手法の実施といった一連のプロセスに関わっていくことが求められる。

このため、地域の持続的発展のための過疎対策においては、産業振興、条件不利性の克服等の様々な取組に際し、地域住民や関係人口の「参画」を促すこと、とりわけリーダーとなる人材を含め、地域住民等の人材を「育成」することが重要である。

(2) その対策

① ふるさと井原の未来を創るひとづくりの推進

園児、児童生徒及び学生が、ふるさと井原の「もの」「ひと」「しごと」にふれたり、地域の魅力拡大や課題解決に関わったりする探究的な学びを通じて、まちへの誇りや愛着を高めるとともに、ふるさとのよりよい未来を能動的に創り出そうとするひとづくり（人材育成）を推進する。

②地域おこし協力隊の活用

地域の新たな担い手として、地域おこし協力隊を配置し、外部の新たな視点や発想力により、埋もれている資源の発掘や既知の資源を見直し、地域の潜在力を引き出すことにより、地域の活性化を図る。

③専門的な知識やノウハウを有する人材の活用

民間企業等の社員を一定期間受け入れることで、地域独自の魅力や価値の向上につなげたり、ＩＣＴ（情報通信技術）の急速な高度化・多様化に対応し、ＡＩ（人口知能）、ＩｏＴ（モノのインターネット）等のＳociety5.0の実現に向け、デジタル分野の専門的な知識やノウハウを有する外部人材の活用を推進する。

④大学等との連携

市民や地域の様々なニーズや課題に対応するため、包括連携の推進や民間企業等の連携等、大学や民間企業が持つ資源・ノウハウを活用しながら、地域課題の解決及び地域活性化を図る。

⑤協働によるまちづくりの推進

市民や地域、団体等が地域づくりの担い手として活躍できるよう、地域と行政が連携して多様な協働の仕組みづくりを進めるとともに、地域課題の解決のために地区まちづくり計画策定を推進し、市民の助け合いを育む取組を支援する。

4 関係者間の連携及び協力の確保

（1）現況と問題点

全国的に進行する人口減少や少子高齢化により、今後は地域社会の担い手等が減少し、ひいては単独の自治体で全ての行政サービスを担うことが困難になることが予測される。とりわけ、地方では大都市圏への人口流出が止まらず、早急に対策を講じなければ自治体そのものの存続が危ぶまれる状況となっている。

こうした中、連携中枢都市圏をはじめとする広域での取組により、各市町の限られた行政資源を有効活用し、地域の持続的発展のための活力を維持するべく、地域経済の活性化をはじめ、都市機能や住民サービスについて、産学官民で連携・役割分担して取り組んでいる。

特に、連携中枢都市圏の取組については、圏域の多様な地域資源を活用し、取組の更なる推進が求められる。なお本市は、倉敷市を連携中枢都市とする高梁川流域連携中枢都市圏と、福山市を連携中枢都市とする備後圏域連携中枢都市圏及び井笠圏域振興協議会に入している。

(2) その対策

①圏域全体の経済成長のけん引

ものづくり等で培った優れた技術や地域資源を活用した新たな成長分野への事業展開に向け、創業支援体制の充実や異分野・異業種との連携強化、先端技術の導入等を推進する。

また、温暖少雨で災害が比較的少ない自然条件や恵まれた交通条件、都市機能の集積等、企業活動がしやすい地域特性を生かし、大都市圏から本圏域への企業移転を促進する。

②圏域の魅力を生かした広域観光等の推進

広域連携事業においても、圏域内の主要観光地と地域資源、これらを活用した圏域ならではの体験等のストーリーをもって結びつけることにより、本市を含む圏域内での広域観光を推進するとともに、観光客の周遊性の向上に取り組む。

③医療連携の強化（高度医療・救急医療・周産期医療）

住民の医療ニーズが多様化・増大化する中、安定した医療提供体制・救急医療体制を確保するため、医療機関等との連携強化を図る。また、岡山・広島両県と連携し、周産期に係る高度医療の機能強化を目指す。

④圏域全体の生活関連機能サービスの向上

子育て環境の充実や障害者の自立支援、社会生活が困難な方への支援の充実に向けた取組を進めるほか、発達に課題のある子どもの支援を行う「こども発達支援センターの共同運営」等を実施することにより、サービスの向上や効率化を推進する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	移住・定住促進事業	井原市	
		井原市シティプロモーション事業	井原市	
		ふるさと納税事業	井原市	
		地域の拠点整備促進事業	井原市	
		出会いと交流の場づくり事業	井原市	
	(2)地域間交流	広域連携事業		井笠圏域振興協議会 高梁川流域自治体連携推進協議会 備後圏域連携協議会
		ふるさと井原の未来を創るひとづくり事業	井原市	
	(3)人材育成	スポーツふれあい交流事業	井原市	
		ふるさと井原魅力発見事業	井原市	
		地域おこし協力隊活用事業	井原市	
		地域活性化起業人制度	井原市	
		地方創生人材支援制度	井原市	
		地域再生マネージャー事業	井原市	
		大学・企業等との連携事業	井原市	
		協働のまちづくり事業	井原市	
		地域力創造アドバイザー事業	井原市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
		分譲宅地開発助成金交付事業 〔市内に分譲宅地を造成する民間事業者への助成。住宅環境の整備や市内への転入の促進を図るもの。〕	井原市	

公共施設等総合管理計画との整合

当該項目に関する公共施設等の維持管理においては、継続する施設は予防保全に努め、状態、用途、老朽化度合等を考慮しつつ統廃合、複合化、多機能化を推進し、役割を終えた施設については用途廃止、譲渡、処分等適切に除却を行うなど、「井原市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第3章 産業の振興

1 産業振興の方針

農林業は、過疎地域の中心的な産業であり、環境保全に対しては多面的機能を有している。

しかし、近年は労働力の高齢化が著しく、耕作放棄地の拡大防止、農林業・農山村の担い手となる後継者の育成や、新規就農者等の確保が重要な課題となっている。

このため、小規模土地改良事業による農道・かんがい用排水路等の整備、県営による広域農道の整備等を実施し、生産基盤の整備充実を図るとともに、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払制度の実施により過疎地域の多面的機能の維持を図る。

さらに、農畜産業の施設・機械設備等の拡充により省力化・生産コストの低減を図ると同時に、生産量・品質の高位安定、販売力の強化により収入の安定や担い手の確保を目指す。

また、林道の整備、松くい虫防除等により林業生産活動を通じた木材資源の確保を推進する。

工業では、江戸時代から続く綿織物業の伝統をもつ繊維・衣服に加えて、輸送用機械器具、生産用機械器具、電子部品・デバイス、プラスチック製品など多様な製造業が集積しているが、少子高齢化による人口減少や産業構造の変化などにより事業所数は減少している。

このため、事業所の経営体质の強化を図り、技術力の向上や人材確保・育成を行うため、商工会議所や商工会との連携を強化するとともに、行政の産業支援体制の充実を図る。また、地域資源や地場企業の技術等を活用した新製品や新技術の開発を促進し、製造業の活性化を図る。

企業誘致では、県や民間事業者等との連携を強化し、企業の立地意向や民有地を含めた事業用適地などの情報収集に努め、今後とも地場産業との調和のとれた魅力ある優良企業の誘致を積極的に推進するとともに地場企業の事業拡大を支援する。

事業所数の減少や産業構造の変化が進む中、経営者の高齢化等に伴い事業承継への不安を抱える市内企業は少なくない。各企業が、将来にわたって事業を継続する体力を維持するために、経営の効率化・安定化及び事業承継の促進を図る必要がある。このことから、産業支援機関や金融機関等と連携して支援体制を強化するとともに、起業や既存企業の新分野進出等の促進を図る。

商業においては、ライフスタイルの変化やニーズの多様化により地域住民の消費動向が郊外型の大型商業施設やネットショップに流れ、地元での消費は減少傾向にある中で、後継者不足等によって事業所の廃業が進み、従来からある商店街の衰退も著しい。今後は、商店街の空き地や空き店舗などを有効利用した新規出店を促進し、様々なサービスを提供する店舗の集積により、賑わいの創出や魅力の向上を図る。

観光については、観光振興基盤の整備のほか、観光資源の魅力に磨きをかけるとともに、国内外に向けた戦略的な観光PRや市民のホスピタリティの意識づくりを進める。

また、観光交流拠点ゾーンをはじめとした様々な資源を生かし、参加体験型観光を進めるとともに広域ネットワークを活用した観光資源のネットワーク化を図るなど、来訪者との活発な交流活動や他地域との交流を通じて地域の活力を生み出す。

なお、産業振興に関するこれらの施策の実施に際しては、他の市町村、都道府県、民間事業者との連携に努めるものである。

2 農畜産業の振興

(1) 現況と問題点

北部の高原面では、各種の農業振興事業を実施し、畠地かんがい施設の整備をはじめ、ほ場整備、農道整備を意欲的に推進し、農業生産基盤はもとより総合的な居住環境も整備を進めてきた。

一方、急斜面では、その地形的制約により基盤整備が困難であることに加え、農道や用排水施設等の老朽化、さらには気候変動や自然災害への脆弱性といった要因が重なり、地域の生産性向上が阻害されている。

また、2020年農林業センサスによると、総農家数は1,922戸で、うち販売農家は774戸、自給的農家においても1,148戸に過ぎず、農業生産額や従事者数の割合、産業全体に占める農業の比重は急速に低下しており、農畜産業者の高齢化や担い手の不足が著しく顕在化してきている。

こうした中で、農業後継者や地域生産組合により開設している産直品販売施設は、新鮮・安全・安価な野菜や特産品が人気を呼び、観光とも相まって賑わいをみせている。

今後は、土地基盤整備、農地の流動化や農業生産団地の育成、栽培技術の向上、ぶどうなど農産物産地の維持、集出荷施設の整備、流通・加工の近代化等により、農業経営の近代化と安定化を図り、魅力にあふれ、営農意欲につながる農業を推進する必要がある。

農畜産業をとりまく厳しい状況は、基盤の整った優良農地をも含めて荒廃させることになり、健全な農村風景や農地がもつ国土保全機能等を維持するためには、高齢のため耕作できなくなった農家等の農地の貸借の推進や農作業の請負をする団体・機関の育成、担い手への技術的・経済的支援なども望まれる。

また、イノシシ、サル等による農作物への被害が増大しており、特に水稻、果樹への被害は深刻であり、早急な対策が求められている。

農家数の推移（農林業センサス）		（単位：戸）	
年次／区分	総農家数	販売農家数	自給的農家数
平成12年	3,579	2,016	1,563
平成17年	3,188	1,510	1,678
平成22年	2,856	1,227	1,629
平成27年	2,427	1,011	1,416
令和元年	1,922	774	1,148

※平成12年度及び平成17年度は旧美星町・旧芳井町も含む

(2) その対策

① 農業生産基盤の整備

小規模ほ場については、土地の高度利用と労働生産性の向上を図るとともに、機械化や土地集積に対応した基盤整備を推進し、一層の低コスト生産を図る。

また、農道整備、用排水路整備、畠地かんがい施設整備、ため池改修についても、生産性向上に欠かすことのできない条件であるが、投資効果や高齢化の問題があり、それぞれの地域にあった慎重な対応を進める。このほか、ハウス施設、予冷育苗施設、電照・加温施設を計画的に整備し、作期の拡大と生産性の向上を図るとともに、高機能集出荷施設の整備と活用により信頼を得る出荷体制を整えるよう各種事業との整合を図りながら推進する。

② 農畜産業の振興、高度化

先進的経営農家は地域農畜産業を守るリーダーとしての役割が期待されるため、認定農業者を中心に社会情勢の変化、技術革新への対応、経営力の向上等の研修機会の充実を図るとともに、規模拡大など効率的農業経営確立のための支援を行う。

農業については、新たな若い担い手の育成も重要であるため、技術取得や意欲を喚起する研修制度、就業支援制度の充実を図るとともに、高齢者にも生きがいを持った取組ができるよう作物や農法の導入を図る。

さらに、認定農業者又はそれに準ずる農業者を核として、集落営農集団の組織化・法人化、連携を推進することにより、生産性の向上、高収益化を図る。

農家数・農用地面積を最大限に維持し、地域農業を維持保全するため、農作業の請負はもとより、各農家の連携促進、農業情報の収集・公開、農地流動化の推進、さらには、新技術・実験的農業の導入や普及、加工による新產品の開発や特產品の売り込みなど複合的かつ合理的な分担システムの構築を図る。

鳥獣による農作物への被害を防止するため、引き続き、有害鳥獣の駆除による個体数管理や防止施設の整備による被害地管理、防除体制の整備を総合的に行う。

畜産業については、省力化、低コスト化に努め、飼育管理技術の改善や効率的な施設改修、経営規模の拡大や増頭羽を推進し、良質で安定的な生産を進めるとともに、安全で安心な畜産物の供給を図る。

3 林業の振興

(1) 現況と問題点

林野面積は 15,848ha で、このうちヒノキを主体とした人工林面積は 2,511ha となっているものの、各地に分散していることから施業の集約化は行いにくい状況にある。

また、過疎化が進むと同時に、林業労働者の高齢化や減少により、森林の適正な管理に支障を来しているとともに、木材価格の低迷、搬出コストの上昇による生産活動の停滞、松くい虫等による森林被害が拡大している。

これらの林業を取り巻く厳しい状況の一方で、憩い・レクリエーションの場、創作活動の場など保健・文化・教育的活動の場としての役割が増大している。

林野面積 (岡山県の森林資源)						(単位: h a)	
林野面積	所有区分		森林計画対象森林			森林計画対象外森林	
			形態区分				
	国有林	民有林	天然林	人工林	その他		
15,848	0	15,848	12,633	2,511	661	43	

(令和6年3月31日現在)

(2) その対策

① 林業生産基盤の整備

集中豪雨等による山地災害を防ぐなど森林の防災機能を高めるため、森林環境を管理し、松くい虫など森林病害虫の防除及び治山事業の継続的かつ計画的な実施を促進する。

② 林業生産の振興、高度化

地域林業の担い手として、森林組合の活性化を促進するとともに、特用林産物の生産体制の整備を支援する。

また、市民参加の森林づくりや憩い・レクリエーションの場、教育の場として多目的な活用を図るとともに林道の整備を進める。

4 地場産業の振興

(1) 現況と問題点

古くから繊維産業を中心発展してきたが、現在の状況は表に示すとおりで、製造業事業所は令和6年において150事業所で令和4年からほぼ横ばいであるものの、本市では、一部の事業所を除き、ほとんどが小規模であり、経営者の高齢化や後継者不足等が喫緊の課題となっている。

今後は、経済社会がグローバル化、成熟化する中、将来の発展性を確保するため、地場産業の高度化、多角化を図り、自立・安定した産業構造を形成するとともに、若者や専門人材等新たなひとの流れを生み出す工夫が求められる。

事業所数・製造品出荷額等の状況

(単位:人、万円)

区分	事業所数	従業者数	1事業所当たり従業者数	製造品出荷額
令和4年	149	5,533	37.1	14,437,990
令和5年	151	5,819	38.5	15,565,190
令和6年	150	5,702	38.0	16,210,818
食料品製造業	11	210	19.1	231,884
飲料・たばこ・飼料製造業	1	6	6.0	X
繊維工業	44	721	16.4	1,246,288
木材・木製品製造業(家具を除く)	1	33	33.0	X
家具・装備品製造業	4	23	5.8	28,175
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	6	6.0	X
印刷・同関連業	3	25	8.3	13,581
化学工業	1	68	68.0	X
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	16	1,261	78.8	5,853,295
窯業・土石製品製造業	6	227	37.8	574,493
非鉄金属製造業	5	249	49.8	834,280
金属製品製造業	12	160	13.3	506,873
はん用機械器具製造業	2	47	23.5	X
生産用機械器具製造業	18	685	38.1	2,380,470
電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	554	138.5	1,342,751
電気機械器具製造業	4	629	157.3	885,196
情報通信機械器具製造業	1	17	17.0	X
輸送用機械器具製造業	12	761	63.4	1,676,378
その他の製造業	4	20	5.0	20,094

(経済構造実態調査)

※Xは秘匿箇所

※事業所数、従業者数は、当年6月1日現在の数値。製造品出荷額等は、前年一年間の数値。

(2) その対策

中小企業をとりまく経営上の課題を克服するため、産業支援コーディネーターを配置するなど産業支援体制の充実を図る。また、商工会議所・商工会等各種関係団体との連携を強化し、計画的な事業展開及び設備投資の促進を支援するとともに、経営及び技術に関する指導、研修等を行う。さらに、融資制度の活用等により設備改善・省力化・合理化等を促し、経営の近代化と技術力の向上を図る。

また、企業の成長・発展を支える人材の確保・育成に努めるとともに次世代を担う若者を育成し、UIJ ターン就職を促進するほか、経営者の高齢化や後継者不足等による廃業を防ぐため、事業の効率化と経営の安定を促進し、将来に向けた事業の承継を促す。

さらに、「ものづくりのまち井原」を内外にアピールし、事業者の意欲を形にしていくため、地域ブランドである「井原デニム」をはじめとした地域の技術や資源を生かした製品づくりを推進し、地場企業等の情報収集や市内外へ向けての情報発信に努めるとともに、これらの認識を深めるため産業観光の受入れ及び体験型イベント等を実施する。

加えて、在宅勤務やテレワークなど、働き方が多様化する中で、労働力の減少や高齢化の加速による地場産業の減速に歯止めをかけるため、地理的条件による不利が比較的少ない情報通信産業等より幅広い産業分野への着目、ウェルビーイング経営の推進等、本市へ新たな人材を呼び込む取組を検討・実施する。

5 企業の誘致

(1) 現況と問題点

平成 17 年度に造成し、長らく誘致が実現していなかった四季が丘団地企業用地については、令和 2 年度に市内企業が事業拡大のため事業所の建設を行い、操業を開始している。

また、平成 28 年度に策定した「第 1 期元気いばら まち・ひと・しごと創生総合戦略」において新たに開発を位置づけた稻倉産業団地については、令和 3 年度に敷地造成工事が完了し、市外大手企業からの応募を受けて、令和 3 年 11 月に立地協定を締結した。令和 7 年 10 月に建築工事が完了し、操業に向けて準備が進められている。

さらに、令和 4 年度に実施した事業用地候補地調査では、最優先候補地として検討していた高月工業団地において、市内企業より企業用地造成に関する要望書が提出されたことから、令和 5 年度よりオーダーメイド方式による事業を実施している。

このように、地域経済の活性化や若者の定住促進を図るため、企業誘致及び立地による雇用機会の創出が有効であることから、引き続き「第 2 期総合戦略」に基づき、更なる企業誘致・立地の促進に向けた支援として、企業用地の確保が必要である。

(2) その対策

岡山県等の行政機関や金融機関等の民間企業との連携を強化し、積極的に企業の立地意向などの情報収集に努めるとともに、公益社団法人岡山県宅地建物取引業協会備中支部等と連携し民有の事業用適地の情報収集を行い、市ホームページ等による情報発信や立地を検討する企業へ情報を提供することにより、民有の事業用地への企業誘致及び立地を促進していく。

また、企業が工場等を建設し操業するために必要な初期投資費用の一部を補助することや無利子の貸付制度で、立地企業を強力に支援していく。

さらに、企業誘致及び立地を促進する上で必要な事業用地確保のための適地調査を実施し、候補地の情報を収集することで、新たな企業用地の確保や民間事業者による用地開発の実現に向け、スピーディーに対応できる体制を整える。

6 起業の促進

(1) 現況と問題点

市内で操業している製造業事業所の多くは市内で創業した企業が多く、一部の事業所を除きほとんどが小規模であり、後継者不足、経済のグローバル化や産業構造の変化により、令和6年の製造業事業所数は令和4年と比較するとほぼ横ばいの状況で、新たに創業する事業所は依然として少ない状況にある。

このような中で、起業の促進に取り組むことは新たな産業の創出・集積をもたらし、地域の優位性を高め、地域活力の源泉となる。そのため、本市では、創業支援等事業計画を策定し、商工会議所・商工会、金融機関などと連携した包括的な起業支援、並びに商工会議所・商工会による伴走型の支援を行っているところである。しかしながら新規創業者は依然として少なく、これから地域産業の活性化のためにも、新規創業者が続々と現れる風土づくりが不可欠である。

(2) その対策

起業家や後継者的人材育成をはじめ、新規創業や第二創業（後継者による新分野への事業展開）を促進するための創業支援制度等を充実させるとともに、商工会議所・商工会、金融機関などと連携した包括的支援など、創業しやすい環境を整えることで、新たな事業展開の促進や市内での起業家の創出を図る。

7 商業の振興

(1) 現況と問題点

道路交通網の整備による時間的距離の短縮や周辺の郊外型の商業施設の充実並びにインターネットの普及により、住民の購買力は郊外の大型店やコンビニエンスストア、ネットショップなどへ移行し、市内の各地域に形成された商店街などは非常に厳しい状況にある。

また、平成24年には402あった事業所が、令和3年には334事業所に減少し、経営者の高齢化、後継者不足、販売力の低下などが著しく顕在化している。

こうした購買力の流出や消費者ニーズの多様化などに対応するため、経営基盤の強化により、地域の現状や時代の変化に即した親しみやすく活力のある商店を育成するとともに、市内に人を呼び込む新たな賑わいに寄与する業種の出店支援が必要である。

事業所数・商品販売額等の状況

(単位：人、百万円)

区分	事業所数	従業者数	1事業所当たり従業者数	年間商品販売額(百万円)
平成19年	574	2,737	4.8	46,411
平成24年	402	1,741	4.3	34,484
平成28年	379	1,998	5.3	46,134
令和3年	334	1,921	5.8	38,100
卸売業	2	4	2.0	X
飲食料品	12	47	3.9	1,361
建築材料、鉱物・金属材料等	11	71	6.5	3,583
機械器具	13	42	3.2	1,568
その他	17	70	4.1	2,734
小売業	-	-	-	-
各種商品	21	55	2.6	2,344
繊維・衣服・身の回り品	69	730	10.6	11,396
飲食料品	61	241	4.0	3,828
機械器具	5	75	15.0	1,637
無店舗小売業	123	586	4.8	9,634
その他				

※Xは秘匿箇所

※平成19年まで商業統計調査

※平成24年以降は経済センサス

(2) その対策

地域住民や商業者の理解と協力のもと、空き地や空き店舗などを有効利用し新規出店を促進することで、様々なサービスを提供する店舗を集積し、交流人口の増加につなげ、商店街や市内全体の賑わいを創出する。

また、商工会議所・商工会、金融機関などとの連携強化により、情報の収集・提供、経営指導の強化や研修事業の拡充を進め、経営力の強化を図るとともに、融資制度の活用による経営基盤の強化と安定を促進するほか、後継者の育成支援にも注力していく。

8 観光の振興

(1) 現況と問題点

名勝地や農産物産直品販売拠点など一部の観光施設のほか、まつり、イベントなどの開催時には相応の入込客が見られるものの、シーズンオフや平常時には激減するなど観光地としての掘り起こしは十分とはいえない状況にある。

年間を通じて人が訪れる魅力ある観光地づくりのため、独自の歴史文化、ダークスカイ・インターナショナルが取り組む世界基準の評価である星空保護区コミュニティ部門の認定を受けた「美しい星空」などの希有な既存観光資源の活用に加えて、新しい観光施設・ゾーンの整備や広域観光への積極的な対応、国内外に向けた戦略的なPR活動の強化が望まれている。

さらに、観光客を暖かく受け入れる体制づくり、環境整備を市民参加はもとより、民間事業者や関係機関など多様なステークホルダーの参画により行い、観光客の周遊促進や滞在時間の増加による地域消費の拡大を図るなど、持続可能なまちづくりにつなげていく必要がある。

また、ふるさとまつりやいばら桜フェスタ、井原まつり☆まんてんなどのイベントの振興に加え、社会やライフスタイルの変化に対応した観光スタイルを積極的に取り入れ、多様な観光メニューの充実を図る必要がある。

(2) その対策

① 魅力ある観光地づくりの推進

観光客の利便性と滞留性を高めるため、多様化する旅行ニーズ等の視点を踏まえつつ、個性豊かな歴史文化を生かしながら、テーマ性、ストーリー性をもたせた周遊性に富んだ広域観光ルートの設定や交通手段の確保・充実、観光地へのアクセス道路、駐車場、休憩所など観光振興基盤の整備を行う。

また、星空保護区に認定された国内屈指の星空環境とこれを最大限に生かすための観測施設である美星天文台については、自然環境の保全活動、施設整備、天文情報の収集、星空の魅力の国内外への発信等、さらなる魅力の強化と価値の向上を図る。

加えて、案内板やパンフレット、WEBサイト、SNS、デジタルサイネージをはじめテレビ、新聞等のマスメディアを活用し、国内外に多様な観光情報、特産品の販売等、戦略的なPR活動を展開する。

さらに、観光客を温かく迎え入れる市民意識の高揚や観光ガイドの育成・活用、多様なステークホルダーの参画による受入環境の強化など、観光資源のブラッシュアップを図るほか、戦略的なインバウンド対策を推進し、観光施設の多言語化やキャッシュレス化など訪日外国人旅行者の利便性向上を推進する。

② ふれあい、参加する観光の創出

マイクロツーリズムが浸透する中で、商工会議所、商工会と連携しながら、市民自体が楽しめるイベントの振興はもとより、近県住民も気軽に楽しめる周遊観光の創出を図る。

地域の観光資源のストーリーづくりを進め、「美しい星空」を生かした観望体験メニュー や、農林業、デニム産業と連携した自然体験やものづくり体験、さらにはデジタル技術を活用した観光メニューの整備など、ソフト面の充実を図る。

また、マスコットキャラクター「でんちゅうくん」を活用し、イベント、各種キャンペーン、まちおこし、名産品など、地域全般のPRを行い、市の活性化を進める。

③ 観光地域づくり法人（DMO）の設立

豊かな資源を強みとした新たな需要を生かし、地方創生を実現するため、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役となる新たな法人組織を設立し、その組織が主導して「稼ぐ力」を発揮することで、これまで十分に対応できていなかった外国人観光客の取り込みや市内周遊の促進、特産品販売を軸とした外貨獲得を図り、それらを域内で循環させる仕組みの構築を目指す。

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	岡山県園芸総合対策事業	JA晴れの国岡山 井原市ぶどう部会 ・花卉部会	
		地力回復・維持・強化事業	JA晴れの国岡山 井原市ぶどう部会	
		農業実務研修事業	JA晴れの国岡山 井原市ぶどう部会	
		ハイブリッド産地育成加速化事業	JA晴れの国岡山 井原市ぶどう部会	
		高付加価値ぶどう・明治ごんぼう産地確立支援事業	JA晴れの国岡山	
		薬用作物産地確立支援事業	JA晴れの国岡山 井原市薬用作物部会	
		農業後継者就業交付金交付事業	井原市	
		農産物6次化チャレンジ事業	井原市	
		ワイン産業創出事業	井原市	
		農地流動化助成金交付事業	井原市	
		農地集積・集約化対策事業	井原市	
		畜産クラスター協議会補助金交付事業	井原市	
		有害鳥獣捕獲促進事業	井原市	
		野猪等防護柵設置事業	井原市	
		小規模土地改良事業 (かんがい排水等整備)	井原市	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 星田池地区	岡山県	
		水利施設等保全高度化事業 青野地区	岡山県	
	林業	松くい虫防除事業	井原市	
		森林環境整備事業	井原市	
	(5) 企業誘致	企業誘致事業	井原市	
	(6) 起業の促進	起業支援事業	井原市	
	(7) 商業			
	その他	商業支援事業	井原市	
		商店支援事業	井原市	
		いばら就職支援事業	井原市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(9)観光又はレクリエーション	星の郷まちづくり推進事業 天文施設整備事業 外国人の受入環境の整備 無料観光バス運行事業 経ヶ丸グリーンパーク施設整備事業 田中苑整備事業 観光関連活性化事業 地域資源活用事業	井原市	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	事業承継推進事業 事業承継を行う市内事業所への補助。事業の効率化と経営の安定を図り、将来に向けた事業の継続を促すもの。	井原市	
	(11)その他	産業支援異業種連携促進事業	井原市	

産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧芳井町・旧美星町の全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」及び「事業計画」のとおり

公共施設等総合管理計画との整合

当該項目に関する公共施設等の維持管理においては、継続する施設は予防保全に努め、状態、用途、老朽化度合等を考慮しつつ統廃合、複合化、多機能化を推進し、役割を終えた施設については用途廃止、譲渡、処分等適切に除却を行うなど、「井原市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第4章 地域における情報化

1 地域における情報化の方針

近年の情報通信技術は急速に進化しており、その効用を市民全体に広げるとともに、産業の活性化につなげていくことが求められている。

そのため、市内全域に整備した光ファイバ情報通信基盤を有効活用するとともに、災害等にも強い情報通信基盤を構築し、新たなサービスの提供や既存サービスの充実を図ることが必要である。

また、デジタル化に不安を感じている人や機器操作が不慣れな人に対して、講習会等を通じて情報活用能力の向上や人材育成を推進し、個々のニーズに合ったサービスを必要なときに利用できる情報化社会の実現を目指す。

2 情報通信基盤の利活用

(1) 現況と問題点

市内の情報通信は井原放送株式会社が運営するケーブルテレビ網を基盤としており、テレビ放送及びインターネットサービスの提供にとどまらず、高速・大容量の通信が市内全域で可能となっており、市内における情報通信技術の利用の格差は概ね解消している。

また、携帯電話による通信環境については、一部山間部を除く市全域で高速無線通信（4G）環境が整備され、市中心部では第5世代移動通信システム（5G）の環境も整備されている。

今後は、既存の情報通信基盤を有効に利活用するためのコンテンツの研究・整備に積極的に取り組んでいく必要がある。加えて、市内全域での高速無線通信環境を早期に実現するため、関係機関等への働きかけが必要である。

(2) その対策

① 情報通信基盤の利活用

情報通信基盤を利活用し、学校や公共施設、観光地、指定避難場所等へのフリーWi-Fi環境の整備を進め、市民や観光客をはじめとする、利用者の利便性の向上を図る。

また、GIGAスクール構想の推進に当たっては、将来的な技術革新の進展を見据え、更なるICT環境の充実を図るとともに、市内企業においては、テレワークなど働き方改革の推進やデジタル化、DXの促進を図る。

② 高速無線通信等の推進

場所や通信設備を意識することなく、どこでもインターネット通信を行える環境を実現するための手段として4G・5G環境の整備について事業者へ働きかける。

3 電子自治体、自治体DXの推進

(1) 現況と問題点

前記のとおり、市内全域の情報通信環境に関するインフラは一通り整備されていることから、更なる住民サービス向上のため、行政分野においても情報通信技術の活用を一層推進する必要がある。

また、自治体情報システムの構築に当たっては、市民にとってより利便性が高く、負担の少ない行政サービスを提供することが求められている。

(2) その対策

① 多様な手段による情報伝達

テレビやインターネットによる情報収集だけでなく、音声による緊急告知システムやホームページ、メール配信、SNSなど多様な情報伝達手段を運用することで、住民それぞれの環境に応じて情報が得られることを目指す。特に、全世代で利用率の高いLINEを活用し、市公式アカウントへの登録を促進することで、年齢や居住地区、興味関心といった属性に応じた的確な情報発信を行うほか、各種届出や申請、通報等の手続きをLINE上で可能とする「行かない窓口（来庁を必要としない窓口）」の構築を進め、情報伝達にとどまらず、行政サービスの更なる利便性向上を図る。

② 電子自治体、自治体DXの推進

行政事務を効率化・迅速化し住民サービスの向上を図るため、出生、死亡、転入出などのライフイベントに係る手続きを、マイナンバーカードの活用や職員によるヒアリング等で完結できる「書かない窓口（来庁者が記入を必要としない窓口）」システムの構築を進め、市役所での滞在時間の短縮を図る。併せて、行政手続の電子化、ペーパーレス化、キャッシュレス化などを積極的に推進するとともに、システムの標準化や近隣市町等との共同利用、全国規模のクラウド基盤の活用などを進め、DX（デジタル・トランスフォーメーション）（注1）の推進を図る。

なお、これらの運用にあたっては、適切な技術的・物理的・人的対策を図り、情報セキュリティ強化対策に努める。

注1：情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させること。

4 情報通信技術を活用した地域づくり・ひとづくり

(1) 現況と問題点

市内全域への高速通信網の整備は、利便性の向上という直接的な効用に留まらず、テレワークやスマート農業など、産業の活性化や多様な働き方など選択肢の拡大にも繋がる。

一方、市内には、情報通信技術に接する機会が少なく十分に利活用できていない住民や事業者も存在しており、環境の整備や能力習得への支援が必要である。

(2) その対策

① 情報通信技術による産業の活性化

市外・県外企業を対象としたワーケーションやサテライトオフィスなども含む新たな企業立地に向けて取り組み、市内産業の活性化を図る。また、情報通信網に接続していない事業所へ通信環境整備のための支援を行う。

② 情報通信技術を活用する能力の習得の支援

生涯学習の一環として、情報通信技術へのなじみが薄い高齢者等を対象としたパソコンやスマートフォンの利用講習を実施し、デジタルデバイド（注2）の解消に取り組む。

注2：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

ここでは特に年齢や経験の有無等の差によって生じる個人間の格差を指す。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	その他の情報化のための施設	公衆Wi-Fi環境整備事業 電子自治体推進事業 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業	井原市 井原市 井原市	
	(2) その他	デジタルデバイド解消事業	井原市	

公共施設等総合管理計画との整合

当該項目に関する公共施設等の維持管理においては、継続する施設は予防保全に努め、状態、用途、老朽化度合等を考慮しつつ統廃合、複合化、多機能化を推進し、役割を終えた施設については用途廃止、譲渡、処分等適切に除却を行うなど、「井原市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

日常生活や産業経済活動の利便性の確保など、地域の継続した発展を促進し、広域的な交流と連携を図るために道路網の整備が必要である。

これまでの過疎計画及び新市建設計画の実行により都市拠点と生活拠点を結ぶ幹線市道及び生活拠点間を結ぶ幹線市道の整備は進展がみられるが、接続する国道及び県道の改良を引き続き要望し、一体的な改良に努める必要がある。

整備が完了した交通インフラについては、適切な維持管理と老朽化対策に向け道路ストック点検を着実に実施し、点検結果に基づく橋梁等の計画的な修繕を推進する。

また、生活道路については、市民生活に密着していることから安心して通行できるよう引き続き歩道整備等、歩行者にやさしい道路整備を推進する。

農林業を支える道路整備については、各種の事業との整合性を考慮しながら、一層の整備充実に努める。

公共交通については、地方バス路線維持費補助制度等により、運行体制の維持に努めているが、利用者の減少が続き、収益の低迷を招いており、多大の財政負担を余儀なくされている。これらのことから、公共交通体系のあり方や役割分担等について総合的に検討し、利用促進に向けた利便性の向上や公共交通ネットワークの充実などの取組を積極的に推進する。

2 道路の整備

2-1 県道の整備

(1) 現況と問題点

根幹的道路として重要な役割を果たす県道の改良率は75.8%、舗装率は99.9%となっているが、幅員の狭い箇所や線形が悪い箇所が散見されることから、道路整備に対する住民の要望は依然として極めて強く、早急な改良が必要である。

県道の整備状況

(単位: m、%)

道 路 名	井原市内分 延 長	改 良		舗 装	
		延 長	改良率	延 長	舗装率
井原福山港線	5,449.5	5,449.5	100.0	5,449.5	100.0
笠岡井原線	5,842.3	5,842.3	100.0	5,842.3	100.0
下御領井原線	4,461.2	4,200.2	94.1	4,461.2	100.0
七曲井原線	5,827.0	3,190.4	54.8	5,827.0	100.0
美袋井原線	18,417.8	13,613.5	73.9	18,417.8	100.0
上稻木東江原線	5,763.5	5,763.5	100.0	5,763.5	100.0
黒忠井原線	11,521.1	5,964.4	51.8	11,521.1	100.0
野上矢掛線	6,278.4	5,593.3	89.1	6,257.1	99.7
芳井油木線	19,589.8	14,385.3	73.4	19,589.8	100.0
美星高山市線	7,307.0	7,307.0	100.0	7,307.0	100.0
坂瀬川芳井線	2,026.5	1,333.4	65.8	2,026.5	100.0
高山芳井線	7,963.7	3,906.6	49.1	7,963.7	100.0
下鳴川上線	4,187.2	135.1	3.2	4,187.2	100.0
上大竹種線	1,987.7	585.5	29.5	1,987.7	100.0
倉敷成羽線	9,294.3	9,294.3	100.0	9,294.3	100.0
笠岡美星線	12,709.0	10,073.5	79.3	12,709.0	100.0
黒忠明治線	6,683.0	5,450.5	81.6	6,683.0	100.0
宇戸谷高梁線	1,331.0	1,331.0	100.0	1,331.0	100.0
東水砂矢掛線	791.7	791.7	100.0	791.7	100.0
県道合計	137,431.7	104,211.0	75.8	137,410.4	99.9

(令和7年3月現在)

(2) その対策

黒忠井原線及び下御領井原線の狭小箇所は事業化の要望、芳井油木線及び七曲井原線は道路改良の促進要望をするとともに、通学路となっている笠岡井原線、下御領井原線及び美袋井原線は、交通安全施設の整備の促進を要望する。

また、近隣市町と結ぶ県道は重要であるため、本市以外の交通難所となっている箇所についても、関係市町の協力を求め、早期整備を要望する。

2-2 市道の整備

(1) 現況と問題点

市道は令和6年度末現在で、2,553路線、実延長約1,204.5kmであり、過疎対策事業等に積極的に取り組み、1級・2級の改良率は89.1%、舗装率は99.6%となっているが、その他の生活道を含めた市道の改良率は42.8%と低く、道路整備に対する住民の要望は依然として極めて強い。

また、道路法等の一部を改正する法律に合わせて改正された省令・告示により、道路管理者はトンネル・橋梁等の点検を近接目視により5年に1回の頻度で行うこととされたため、点検及び診断の結果に基づき、計画的に修繕等を行うことが必要である。

市道の整備状況

(単位: m、%)

区分	路線数	実延長	改良		舗装	
			延長	改良率	延長	舗装率
井原市1級(A)	67	125,860.5	115,771.7	92.0	125,660.5	99.8
〃2級(B)	54	101,927.6	87,097.7	85.5	101,260.3	99.3
(A)+(B)	121	227,788.1	202,869.4	89.1	226,920.8	99.6
その他	2,429	974,853.3	313,024.7	32.1	845,729.0	86.8
合計	2,550	1,202,641.4	515,894.1	42.9	1,072,649.8	89.2

(令和6年度末現在)

(2) その対策

幹線道はもとより集落と幹線を結ぶ道路も含め、必要・緊急度の高い路線から計画的に整備を進め、国道、県道などの広域幹線道路との有機的な連結、2車線化、歩道計画及び側溝整備、交通安全施設整備、環境整備、落石などの防災計画等を含めた総合的な整備を図り、各地域間の連携を強化するとともに、安全で安心して利用できる道路づくりに努める。

また、道路は災害時において重要なインフラの一つであり、その機能維持に向け「井原市道路橋梁長寿命化計画」に基づき、計画的な道路橋修繕を実施する。

2-3 農林道の整備

(1) 現況と問題点

農道は令和6年度末現在で、2,106路線、実延長約462kmであり、高原面等では比較的整備が進んでいるものの、耕地が山間の谷間及び山腹に散在している急斜面等では、依然として幅員は狭く整備が遅れている。

幹線的農道は農道であっても生活道、林道の機能をも併せもつ特性があり、各種事業に取り組み、整備を進めてきたが、近代的営農体系の確立を急ぐとともに現代の消費動向に合わせた流通体制と交流等のため、農産物をスムーズに市場へ流通させる農道整備が引き続き必要である。

また、林道は31路線、実延長約49kmであり、山林面積と比較しても整備状況が低いうえ、木材需要の伸び悩み、労働力不足等による林業の不振により山林の荒廃が目立ってきており、適正な管理を行うために更なる整備が必要である。

農道の整備状況

(単位: m、%)

路線数	実延長	改 良		舗 装	
		延 長	改良率	延 長	舗装率
2,106	462,249	347,510	75.2	—	—

(令和6年度末現在)

※改良延長とは、平均幅員1.8m以上とする。

なお、舗装についてはデータの集計を行っていない。

林道の整備状況

(単位: m、%)

路線数	実延長	改 良		舗 装	
		延 長	改良率	延 長	舗装率
31	49,678	47,155	94.9	40,648	81.8

(令和6年度末現在)

※改良延長とは、平均幅員3.0m以上とする。

(2) その対策

高生産性農業の確立と農業の近代化及び農村の環境改善を図るために、開発計画、各種事業との整合を図りながら広域営農団地農道など農道整備を進めるとともに適切な管理状態を保つことができるよう計画的な維持修繕を行う。

また、造林、施業、搬出など林業環境向上のため、林道整備を進める。

3 公共交通の確保対策

(1) 現況と問題点

公共交通機関は、自家用車を保有していない方や高齢者、子どもといった交通弱者にとって通勤、通学、通院、買い物などの日常生活を支える不可欠な交通手段である。

市内では、北振バス株式会社と、株式会社井笠バスカンパニーが、隣接市町との広域幹線や市内の拠点間を結ぶ幹線路線を運行している。これに加え、市は民間事業者への委託や自家用有償旅客運送を活用し、循環バスを運行するとともに、委託により予約型乗合タクシーを運行し、移動手段の確保に取り組んでいる。

しかし、利用者の減少や人材不足により、民間バス会社を取り巻く状況は厳しさを増しており、経営合理化のため、路線廃止や運行回数の削減が行われている。地方バス路線維持費補助金や循環バスの運行により路線の維持に努めているものの、利用者の減少は続いている、増加傾向にある補助金や運行経費は財政的に大きな課題となっている。

第3セクターの井原鉄道株式会社が運行する鉄道井原線は、岡山県西南地域と広島県備後地域とを結ぶ旅客鉄道であり、沿線住民の通勤、通学などの生活交通として、また地域間交流を進める上でも欠かせない重要な社会基盤である。しかしながら、収益の面で赤字が続いている、井原鉄道株式会社に対して施設管理費補助金を交付している。

今後、高齢化の進行に伴い公共交通の一層の確保が望まれるため、地域住民のニーズや利用状況を調査し、効率的かつ持続可能な運行体制の検討を行い、総合的な交通体系を確立することが急務である。また、生活圏の拡大に伴う通勤、通学の足の確保や観光の振興による広域からの集客を図るため、路線バス等や予約型乗合タクシーと広域交通機関である鉄道井原線との連携を強化する必要がある。

(2) その対策

① 総合的な交通体系の確立

住民の移動手段を確保するため、国・県と連携し交通事業者への支援を継続するとともに、鉄道、バス、予約型乗合タクシーなどの運行主体が役割を分担、連携しながら効率的かつ持続可能な公共交通体系を形成する。さらに、住民の利用ニーズを的確に把握し、デジタル技術を活用した利便性向上や運行見直しを継続的に進め、将来にわたり誰もが安心して利用できる交通サービスの確立に努める。

② 路線バス等や予約型乗合タクシーの利用促進

道路整備に併せたバス停の切り込みや上屋の整備等により、高齢者や障害者など交通弱者に対するサービスの向上を図るとともに、市広報誌等を通じた公共交通の必要性の周知、児童や園児を対象としたバス体験学習会や高齢者の会合や集まりの場を活用した公共交通の説明会の開催し、利用促進につなげる。

これら多様な取り組みを通じて地域公共交通への理解と意識の醸成を図り、連携や協働による公共交通の確保・維持に努める。

③ 鉄道井原線の利用促進

鉄道井原線は、生活交通や地域間交流に欠かせない社会基盤であり、その維持のためにも、地域住民の利用促進が重要である。このため、井原鉄道株式会社や沿線自治体等と協力し、JRとの接続の効率化による利便性の向上や地域住民の“マイレール”意識の高揚を推進する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	宇内塚線 改良・舗装 L=700m W=5.00m (橋梁L=60.3m 谷田橋) 淀一本松線 改良・舗装 L=800m W=5.00m 祢リキ線 改良・舗装 L=210m W=12.00m 押延丸山線 改良・舗装 L=160m W=5.00m	井原市	
	橋りょう	橋梁長寿命化修繕事業 伸縮装置取替、断面修復、塗替等	井原市	
	その他	道路法面工、土工構造物、 道路付属物 修繕事業 交通安全施設整備事業 カーブミラー、ガードレール、 案内標識 宇内塚線 道路防災事業 L=56.3m W=5.00m 市道舗装補修事業 舗装打替え等	井原市	
	(2)農道	農道保全対策事業 井原地区 L=16.4km W=5.00～7.00m 農道保全対策事業 矢掛備中西部地区 L=7.1km W=5.00～7.00m 広域管農団地農道整備事業 井原芳井2期地区 L=2,700m W=5.50～7.00m	岡山県	
	(5)鉄道施設等			
	その他	井原鉄道施設管理費補助事業	井原市	
	(9)過疎地域持続的発展 特別事業			
	公共交通	地域公共交通維持再編事業 〔持続可能かつ効率的で利便性の高い公 共交通体系の構築を目指し実施する。〕 ・地方バス路線維持事業 〔民間事業者が市内で運行する路線バス のうち不採算路線について、一定の基 準に基づき助成を行う。〕 ・井原あいあいバス運行事業 〔路線バスを補完する目的で、民間事業 者への委託及び自家用有償旅客運送に より運行するもの。〕 ・予約型乗合タクシー運行事業 〔公共交通空白地域に居住する市民の生 活移動手段の確保を目的に、主に集落 から交通結節点を結ぶ公共交通手段と して運行するもの。〕	井原市	

公共施設等総合管理計画との整合

当該項目に関する公共施設等の維持管理においては、継続する施設は予防保全に努め、状態、用途、老朽化度合等を考慮しつつ統廃合、複合化、多機能化を推進し、役割を終えた施設については用途廃止、譲渡、処分等適切に除却を行うなど、「井原市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第6章 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

市民が住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らしていけるよう、美しさとやすらぎある居住空間の整備が必要である。

安全でおいしい水を安定して供給するために、水道施設の整備拡充を図る。

また、良好な地球環境の保全と市民の質の高い生活環境、公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道事業区域内の整備とともに、合併処理浄化槽の設置を促進する。

廃棄物の処理については、ごみの減量化や再資源化を推進するとともに、処理施設の集約化・広域化を図る。

斎場については、市民生活にとって必要不可欠な施設であることから、葬儀形態の多様化・利便性に十分配慮しながら、その機能の安定的な維持を図る。

また、過疎地域の恵まれた自然環境を守るため、自然保護意識、景観保全意識の高揚や自然保全活動への自主的な参加を図り、優れた景観の維持に努める。

消防・救急体制については、住民の生命財産を保護するため、引き続きその整備充実を推進するほか、防災対策についても、その強化に努める。

空き家については、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす老朽危険空き家の除却や、利用可能な空き家の利活用促進に努めるとともに、空家等管理活用支援法人等との連携強化を図り、安全で安心できる地域づくりを推進する。

2 上水道等の整備

(1) 現況と問題点

令和6年度末における給水人口は34,139人で、毎月流動人口調査に基づく推計人口36,390人に対する普及率は93.8%となっており、県全体の普及率99.4%（令和5年度末）と比較して低い水準にある。

小田川流域に開けた平野部は伏流水に恵まれており、また、美星地域は岡山県広域水道企業団からの受水により、長年の懸案事項であった水量不足からは解放され、これらの地域では比較的安定した給水が可能である。

しかし、急斜面が多く、河川が貫流していない山岳丘陵地は、大規模な施設整備や良質な水資源の安定確保が困難な状況であり、給水区域外となっている。

人口減少の影響などにより、給水収益の減少が見込まれる中で、施設の耐震化や老朽管の更新など、今後、必要な施設の整備が多く見込まれており、更に、住宅用地や公共下水道の整備等による水需要に対処していく必要がある。

また、住民生活に不可欠な水道サービスを安定的に提供し続けるためにも、水道事業と簡易水道事業の統合及び持続可能な料金水準を検討する必要がある。

(2) その対策

長期的視点に立ち、給水区域の拡張、水道施設の耐震化、老朽配水管の改良整備、機械設備の計画的更新を進めることで、安全で良質な水を安定供給するとともに、渇水や災害時の飲料水の確保に努める。

また、情勢変化を的確に反映するため、水道事業経営戦略を定期的に改定するとともに、水道事業と簡易水道事業の統合や、持続可能な料金水準の検討を進める。

さらに、安全で良質な水を安定供給するために、河川の水質汚濁防止や節水の重要性などについて、市民意識の高揚を図る。

3 下水処理施設の整備

(1) 現況と問題点

下水処理は、地球環境の保全及び市民の質の高い生活と公共用水域の水質改善を図るために、公共下水道の整備を推進するとともに、浄化槽の設置補助を行い、その普及を行ってきた。

令和6年度末で公共下水道の普及率は60.4%であり、合併処理浄化槽等を含めても80.0%となっている。全県域平均の70.9%、89.5%と比較して低い水準にある。

整備を計画的かつ効果的に進めるとともに、水洗化率の向上にも努める必要がある。

また、下水道処理施設全体の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位を付けたうえで、施設の更新・修繕や耐震化対策の計画的な実施を検討する必要がある。

汚水処理人口普及率

(令和6年度末)

区分	住民基本台帳人口(人)	クリーンライフ100構想(汚水処理人口普及率)						④=①+②+③	
		下水道①		集落排水②		合併処理浄化槽等③			
		処理人口(人)	普及率(%)	処理人口(人)	普及率(%)	処理人口(人)	普及率(%)		
井原市	36,390	21,972	60.4	0	0.0	7,141	19.6	29,113 80.0	
岡山県	1,826,675	1,295,657	70.9	32,402	1.8	306,622	16.8	1,634,681 89.5	

(2) その対策

今後も「クリーンライフ100構想」に基づき、汚水管渠整備を計画的に進め、公共下水道の普及に努める。また、下水道計画外区域については、合併処理浄化槽の設置補助を促進し生活排水による水質汚濁など都市型・生活型公害に対し、市民・事業所・行政が協働して環境保持に取り組む。

下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき、効率的な改築事業を実施することで、長寿命化や耐震化を図る。

また、民間の専門知識や技術を活用すべき業務委託や、汚泥処理・薬品購入等の共同化について検討を行い、維持管理費の削減に取り組む。

さらに、5年毎に経営戦略を見直す中で、財政状況、経営状況を把握し、使用料の適切な見直し等を進め、持続可能な経営体制の構築を図る。

4 廃棄物処理施設の整備

(1) 現況と問題点

生活廃棄物の総排出量は、令和6年度において、ごみが10,465t、し尿が21,755k1であり、近年減少傾向にある。これは、平成21年度に開始した家庭ごみの処理手数料有料化の効果や、人口減少が主な要因と考えられる。

一方で、循環型社会・循環経済への移行を国が推進する中、各自治体においては、地域の実情に応じて、廃棄物処理の効率化、資源の再利用促進、地域経済の活性化、住民の意識啓発などに取り組むことが求められている。

これらを踏まえ、ごみの減量化・再資源化に一層推進するとともに、処理施設の適正な維持管理を図る。

また、「新岡山県ごみ処理広域化計画」に基づき、ごみ処理広域化対策西部ブロック協議会が策定した「第2期西部ブロックごみ処理広域化計画」を着実に実行し、ごみ処理の更なる集約化・広域化を推進する。

ごみ処理の状況

(令和6年度末)

処理計画人口 (人) A	区域内 処理人口 (人) B	年間 総排出量 (t) C	年間 総収集量 (t) D	処理状況			処理率 B / A (%)	収集率 D / C (%)
				焼却 処理 (t)	埋立 処理 (t)	その他 (t)		
35,805	35,805	10,465	9,951	8,489	150	1,312	100.0	95.1

し尿処理の状況

(令和6年度末)

処理計画人口 (人) A	処理人口 (人) B	年間 総排出量 (k1) C	年間 総収集量 (k1) D	下水道マンホール投入 E			施設処理能力 (k1) H	自家処理量 (k1) I	処理率 B / A (%)	収集率 D / C (%)
				処理施設 処理量 F	その他 G	その他 G				
35,805	6,260	21,755	7,404	0	7,404	0	210	55	17.5	34.0

※令和7年度一般廃棄物実態調査（令和6年度実績）による

(2) その対策

ごみの減量化・再資源化については、容器包装リサイクル法に基づく取組に加え、令和7年度からプラスチック資源循環促進法に基づく製品プラスチックの分別収集を開始する。また、ごみ減量化推進補助金等の活用や、食品ロス削減に向けた市民への意識啓発などを通じて、地

域ぐるみでの取組を推進する。

処理施設においては、令和4年に最終処分場が、令和8年には一般廃棄物焼却施設及び広域連携拠点施設が相次いで供用開始されるなど、廃棄物処理体制は広域的かつ効率的な体制への移行が進んでいる。このため、西部ブロックの構成市町と連携し、各施設の適正な維持管理に努めるとともに、計画的な修繕・更新を行いながら長寿命化を図る。

なお、「井原市第2次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ、し尿・浄化槽汚泥を適正に処理する。

5 斎場施設の整備

(1) 現況と問題点

現在本市が利用している井笠広域斎場は、井笠管内の3市2町で構成される岡山県西部衛生施設組合が管理・運営を行っている。開場から35年が経過し施設の老朽化が進んでおり、引き続き施設の適切な維持管理を行いながら、計画的に施設整備を進める。

(2) その対策

今後の火葬サービスのあり方を踏まえ、施設整備の方向性を検討すると共に、計画的に施設の整備を行う。

6 自然環境の保全と景観の創造

(1) 現況と問題点

天神峡、道祖渓、鬼ヶ獄、美星地域の星空など多くのすぐれた自然環境やふるさとを感じさせるのどかな農村風景を有し、その緑豊かで情緒あふれる景観は、市民はもとより来訪者に愛され親しまれており、都市部にはないすばらしい財産である。

かけがえのない自然環境は、防災や景観形成、レクリエーション、教育の場など高い公益的機能も有しており、今後も自然景観や歴史的・文化的遺産などの景観を積極的に保存、活用しながら後世に引き継ぐとともに、特色ある景観形成を進める必要がある。

また、ライフスタイルの変化に伴う自動車の排気ガスや生活雑排水などによる身近な都市型・生活型公害や廃棄物の処理、ひいては地球規模での大気、水質、生物多様性の保全は、現在に生きる者の重要な責務である。

(2) その対策

自然、生態系、歴史的・文化的遺産を守り育て、後世に引き継ぐため、県、自然保護団体や企業等と連携し、せせらぎ水路や散策路など自然とふれあえる環境の整備や広報、各種イベントの開催など積極的な情報提供や啓発により、自然保護意識・景観保全意識の高

揚、自主的な保全活動への参加を図り、地域特性を生かした特色ある景観を創出する。

また、環境を守り育てるまちづくりの指針を示す「環境基本計画」や「環境基本条例」、「公害防止条例」等により、一層の環境美化、公害防止を図るとともに、持続可能な社会の実現のため、市庁舎等に整備した太陽光発電システムや蓄電池などを活用し低炭素化社会の構築につなげるとともに、地球温暖化対策の推進及び廃棄物の再資源化・有効活用等による循環型社会の構築を目指す。

7 消防、救急体制の整備

(1) 現況と問題点

常備消防は、小田郡矢掛町と井原地区消防組合を組織し、先端屈折式梯子車1台、ポンプ自動車6台、救助工作車1台、高規格救急自動車4台を備え、市民の安全で安心な生活環境の維持のため、消防・救急業務にあたっている。

非常備消防は、令和7年4月1日時点で、15分団52部、団員数1,067名の体制下に広報車2台、ポンプ自動車7台、小型動力ポンプ付積載車52台、小型動力ポンプ19台を備え、消火・予防活動、また、風水害等災害時の防災活動にあたっている。

しかし、過疎化が進む中、団員の高齢化、団員数の減少に加え、市外勤務者の増加により、非常時における迅速な対応が困難になりつつあり、加えて若年層の消防団に対する認識の希薄化による新入団員の確保が困難になる等多くの問題を抱えている。

また、救急業務は、高齢社会の進行や疾病構造の変化等により、需要は増加傾向にあり、高度な応急処置を必要とするなど多様化する救急・救助事象に対応できる体制を充実・強化する必要がある。

(2) その対策

① 消防力の強化

井原消防署に導入した高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線の更新、さらに、水槽付消防ポンプ自動車、化学車、救助工作車等の消防車両の更新・増強により一層の常備消防体制の充実を図る。

非常備消防は、社会情勢や地域の実態に合わせた体制整備を検討しつつ、魅力ある消防団づくりによる消防団員の確保、資質の向上を図るとともに、老朽化施設の計画的な整備や維持修繕、また装備品や資機材の充実により非常備消防力の継続的な維持・強化を図る。

② 火災予防の推進

住宅用火災警報器の設置促進、幼年・少年消防クラブ、女性防火クラブ等の自主防災組織の育成、指導を推進し、市民の防火、防災意識の高揚を図る。

③ 救急救助体制の整備

救命率の向上のため、指導救急救命士、救急救命士を養成するなど救急隊員の資質を向上するとともに、救急自動車の更新など装備の近代化、高度化により搬送体制の充実・強化を図る。

また、普通救命講習会等により応急手当技術の普及、啓発を積極的に実施し、初期救急救助体制の充実を図る。

消防施設の現況

(令和7年4月1日現在)

署 所 分 団 名	署所数 分団数	部数	職員数 団員数 (人)	施 設					
				ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ付 積載車	小型動力 ポンプ	消火栓	防火水槽 (40t)	防火水槽 (20t)
井原消防署	1		32	4	0	1			
芳井分駐所	1		16	1	0	1			
美星分駐所	1		16	1	0	1			
井原市消防団	15	52	1,067	7	52	19	1,560	164	302
合 計	18	52	1,131	13	52	22	1,560	164	302

※ 井原消防署職員数には本部職員19名は算入していない。

8 安全で安心できる地域づくり

(1) 現況と問題点

様々な災害や事故・犯罪から市民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを確保することは、最も基本的かつ重要な行政課題であるため、治山、治水や危険箇所の整備、老朽危険空き家の除却等を進めるとともに、空き家の適切な管理や利活用を含めた対策を推進し、さらに安全教育の実施や交通安全施設の整備などを通じて、安全で安心できる地域づくりを進めている。

自然条件には比較的恵まれた地域であるが、甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨や、頻発・激甚化している風水害の発生、近い将来発生する確率が高いとされている南海トラフ地震などにより、市民の災害に対する関心は高まっており、大規模災害発生時の応急対策の確立や急傾斜地の崩壊防止など、未然防止対策による災害に強いまちづくりの一層の推進が必要である。

また、過疎化や核家族化等により増加が見込まれる空き家については、発生抑制のための普及啓発、適正管理の徹底、除却や利活用などを総合的に推進する必要がある。

このほか、高齢者や女性、子どもが犯罪に巻き込まれるのを防ぐため、地域社会全体で見守るとともに、悪質商法や特殊詐欺等の被害防止対策、登下校時の通学路での子どもの

安全対策などを推進し、犯罪に強いまちづくりに努める必要がある。

さらに、高齢者などの交通弱者が関係する交通事故が増加しており、交通安全教育の徹底や交通安全施設の整備を図る必要がある。

(2) その対策

① 防災・減災対策の強化

「井原市地域防災計画」、「井原市水防計画」、「井原市国土強靭化地域計画」等に基づき、自然災害による被害の防止や軽減を図るため、治山、砂防、地すべり・急傾斜地対策、落石防止ネットや橋梁の補強等の道路防災対策、防災重点ため池の補強・廃池などを推進するほか、要配慮者を含めた住民の避難場所等の指定・見直しや大規模災害における長期避難や広域避難への対策など、ハード・ソフト事業を適切に組み合わせ、総合的・計画的な防災・減災対策を図る。

また、自主防災組織の設立と育成強化や防災士の育成を支援するほか、各種訓練を通じ、市民の防災意識の高揚を図り地域防災力の強化を図る。

さらに、岡山県総合防災情報システムを活用した効率的な情報収集や緊急告知システム「お知らせくん」、井原市メール配信サービスやSNS等の有効活用による迅速かつ的確な情報伝達など、適切な防災対応を行うための総合的な防災体制の強化を図る。

② 空き家対策総合支援事業の推進

「井原市空き家等対策計画」に基づき、老朽化した危険な空き家等の除却、空き家を改修・活用する事業を推進するほか、民間法人の専門的知見に基づきアドバイスを行う空き家等管理活用支援法人を活用するとともに、府内関係部署や関係団体と連携して空き家等対策の相談体制の整備を推進する。

③ 地域安全活動の推進

警察や地域企業、関係機関・団体などと連携を図り、犯罪・事故・消費者被害等に関する情報の提供、地域ボランティア活動の支援などにより、市民の防犯意識を高め、地域の主体的な自主防犯体制及び見守りネットワークを確立するとともに、交通安全教育指針に基づいた安全教育の推進や高齢者等に配慮した交通安全施設の整備及び犯罪防止に配慮した環境整備など「安全で安心できる地域づくり」を推進する。

9 公営住宅の整備

(1) 現況と問題点

本格的な少子・高齢社会の到来により、本市の人口は減少しており、世帯数も時を経ずして減少に転ずることが予想されている。その一方で、住生活基本法や住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）といった社会保障の観点を含む住生活に関する法律が整備されるなど、公的な住宅政策による住宅確保要

配慮者への支援が大きな課題となってきたている。

また、高度経済成長期に大量供給された住宅ストックのメンテナンスや更新期間の延長が課題となっており、本市でも老朽化した小規模住宅が数多く残されている。これら住宅の老朽化対策や現代的な仕様への適合を進める必要がある。

(2) その対策

井原市公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐震性や避難経路の確保などの安全性やバリアフリー化などの居住性を確保するため、計画的に点検・修繕・改修を実施し、安全で安心して暮らすことができる公営住宅の維持管理を実施する。

また、建設から相当の年数が経過している公営住宅は、老朽化や必要性を考慮しつつ、集約や解体撤去を図る。

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(8)その他	防犯灯設置費補助事業	井原市	
		安全安心地域活動活性化支援事業	井原市	
		防災マップ更新事業	井原市	
		防災土養成事業	井原市	
		防災訓練	井原市	
		消防団員安全装備品整備事業	井原市	
		消費生活相談事業	井原市	
		老朽危険空家等除却補助事業	井原市	
		空家等管理活用支援法人委託事業	井原市	
		空家等利活用補助事業	井原市	
		市営住宅ストック総合改善事業	井原市	
		市営住宅管理適正化事業	井原市	
		第5期救急救命土養成事業	井原地区消防組合	
		指導救急救命土養成事業	井原地区消防組合	

公共施設等総合管理計画との整合

当該項目に関する公共施設等の維持管理においては、継続する施設は予防保全に努め、状態、用途、老朽化度合等を考慮しつつ統廃合、複合化、多機能化を推進し、役割を終えた施設については用途廃止、譲渡、処分等適切に除却を行うなど、「井原市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健 ・福祉の向上及び増進

1 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進の方針

人口減少や少子化が深刻化する中、子どもを育てる社会環境の変化や、子どもや若者を取り巻く課題の複合化により、これらに対するニーズは増加かつ多様化しており、子どもや若者、子育て家庭を支援するために、地域社会全体で支援する体制づくりが必要となっている。

令和7年3月に策定した「井原市こども計画」に基づき、様々な家庭の状況に寄り添った相談支援体制の充実を図るとともに、本市独自の経済的支援施策を継続するなど、安心して子どもを生み育てられるまちづくりを推進する。

高齢者の福祉については、高齢化が進む中、地域ぐるみで高齢者の生活を支える総合的な地域支援体制の充実を図り、地域のあらゆる社会資源を活用した地域包括支援体制を推進する必要がある。

高齢者ができる限り健康で活動的な生活を送るためには、高齢者の生活機能の低下を防止し、できるだけ要介護状態に陥らない、あるいは状態が悪化しないよう効率的・効果的な介護予防事業の実施が必要である。

地域の活力を低下させないためには、多くの高齢者が健康で生きがいを持って社会に参加できるよう、介護予防事業や健康づくり対策、社会参加・生きがいづくり対策をより強化するとともに、高齢者が心身ともに健康であるよう、地域住民の主体的な参加による介護予防に積極的に取り組んでいくことが重要であり、高齢者の健康や介護予防に関する正しい知識の普及を図る必要がある。

一方、寝たきりや認知症など介護が必要となった高齢者やひとり暮らし高齢者の多くは、住み慣れた地域で暮らすことを望んでおり、地域の中で安心して自立した生活が続けられるよう、サービス提供事業者や行政のみならず地域住民やボランティアなど、地域ぐるみで高齢者を支え合う体制づくりを進めることが必要である。

このため、令和6年3月に策定した「第9期井原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の生活を支える仕組みづくりや介護予防・健康づくりなどに取り組み、高齢者保健福祉サービスの向上や介護保険事業を推進することとし、関係機関・団体と連携しながら「地域包括ケアシステム」の更なる深化に努める。

障害者（児）の福祉については、令和3年3月に策定した「井原市障害者福祉計画」及び令和6年3月策定の「井原市障害福祉計画（第7期）・井原市障害児福祉計画（第3期）」に基づき、障害の種別に関わりなく、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、相談支援体制の充実や権利擁護の推進など障害者施策の充実に努める。

健康づくりにおいては、市民一人ひとりが健康づくりのためのライフスタイルを身につけるとともに、家庭、学校園、職場、地域等社会全体で健康づくりを促進する。

また、市民の約4割が高齢者という現状から、誰もが元気で明るく毎日を迎え、自立した生活を送るために、健康寿命の延伸に向けた施策の拡充に努めていく。

2 子育て環境の確保、児童福祉

(1) 現況と問題点

核家族化や地域とのつながりの希薄化による孤立から、子育てに不安を感じる保護者や、経済的理由から出産をためらうケースなど、時代とともに変化する子育て環境への対応が求められている。

また、子どもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど、子どもや若者を取り巻く課題は複合化しており、今までの児童福祉の枠を超えて対応する体制づくりが必要となっている。

こうした状況を踏まえ、安心して子どもを生み育てることができるよう、相談体制の充実や経済的支援など、子どもや若者、子育て家庭への切れ目のない一体的かつ総合的な支援を推進する必要がある。

(2) その対策

妊娠期から子育て期の家庭を切れ目なく支援するため、母子保健と児童福祉の機能を一体化した「こども家庭センター」において、医療・福祉・教育等の関係機関と連携を強化し支援に取り組む。

また、保護者の身近な相談場所である、つどいの広場や児童会館などの地域子育て支援拠点事業を継続して実施するとともに、障害児やひとり親家庭、貧困世帯、ヤングケアラーなど、支援を必要とする家庭に寄り添った相談支援体制の充実を図る。

さらに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、引き続き、保育料や幼稚園の預かり保育料等の完全無償化、子ども医療費の給付、妊婦への支援給付や、不妊・不育治療費の助成等、妊娠・出産から子育て期に至るまで切れ目のない経済的支援に取り組む。

このほか、児童福祉施設等の修繕や統合を計画的に進めるとともに、「就学前教育・保育施設のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえ、公立幼稚園と保育所との認定こども園化を計画的に推進する。また、子育て支援に関わる人材の養成・確保など、増加かつ多様化する子育て支援ニーズへの対応に努める。

3 高齢者福祉

(1) 現況と問題点

本市における高齢化率は、令和7年3月末で38.3%と、国全体を上回るスピードで上昇しており、令和12年度には40.1%になると予測されている。少子化の進行や核家族化等による世帯構造の変化と相まって、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、寝たきり・認知症・虚弱など援助を必要とする高齢者数も、年々増加傾向にある。

こうした中、高齢化に対応する施策は、老人福祉施設の整備、医療の確保、在宅福祉サービス、施設福祉サービスの充実など保健・医療・福祉をはじめ、生きがいづくり、生活環境の整備まで多岐にわたるうえ、核家族化の進展による家庭での介護力の低下などの問

題もあることから、行政と住民が一体となって取り組む必要がある。

このため、高齢者が住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の更なる深化、推進が必要である。

(2) その対策

① 保健・医療・福祉の充実

高齢者に対する多様なサービスを提供できる支援体制を確立するため、保健・医療・福祉・介護の連携を強化し、訪問診療や訪問看護など在宅医療の提供体制の充実に努める。

また、認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発を進め、認知症の早期発見と予防対策を推進するとともに、成年後見制度の利用促進を支援する。

在宅福祉サービスにおいては、住み慣れた家庭や地域での自立した生活の継続のため、いきいきデイサービス、高齢者生活支援ショートステイ事業等を行う。また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象にした軽度生活援助サービスや寝具類の乾燥・消毒サービス事業を行い、健康的な日常生活の一助とするほか、福祉タクシー、福祉バス料金の助成も継続し、生活の安定を確保する。

さらに、福祉施設の入所においては、入所者の高齢化や入所ニーズの動向を踏まえ、全市的、広域的視点に立ち、民間活力の導入も図りつつ、施設設備の整備及び施設サービスの充実を図る。

また、県と連携を図り、介護サービスを担う人材の確保や養成、サービス事業者に対する適切な指導助言・情報提供・相談受付体制など介護サービスの質を向上し、加えてニーズに的確に対応した質の高い総合的なサービス提供体制の整備を図る。

② 介護予防の推進

高齢者が自主的に介護予防活動に取り組むための健康づくりや介護予防対策の知識の普及・啓発を行う。また、介護予防体操などに取り組むことのできる通いの場の立ち上げを支援する。

また、要支援者などが自立した生活を継続することができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業において、一人ひとりの心身の状態に応じた適切な介護予防サービスを提供する。

③ 社会参加の促進と生きがいの高揚

市民一人ひとりの福祉意識の醸成により地域福祉の向上を図るとともに、高齢者自身が地域社会の担い手として生き生きとした生活を送るため、老人クラブ等自主活動への支援、「寿大学院」等の生涯学習の推進など、家庭や地域社会の各分野で豊富な経験・知識・技術を生かした社会参加の機会や場の整備を進める。

また、健康寿命の延伸を図る拠点施設「いばらサンサン交流館」を活用し、世代間交流を促進する。

さらに、働く意欲と能力に応じ、高齢者の就労の機会と場の拡大のために、公益社団法

人井原市シルバー人材センターの活動の活性化を図るとともに、生活・介護支援サービスなど在宅福祉関連事業への拡大を進める。

④ やさしい生活環境づくりの推進

全ての人が安全で自由に行動できる環境を確保し、社会参加を促進するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて歩道の拡幅や段差の解消、公共建築物のバリアフリー化など、安心して生活できるまちづくりを進める。

また、要介護者等に配慮した住宅の改築や住宅設備の改良のための高齢者住宅改造助成事業や老人居室等整備改修資金の貸付等の周知を図るとともに、急病時等に有効な緊急通報装置の設置を促進する。

4 障害者福祉

(1) 現況と問題点

本市の障害者（児）数は、令和7年3月末で2,450人、全人口比では6.7%と近年ほぼ横ばいの状況である。身体障害者手帳の所持者数は減少傾向であるのに対し、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加している。

また、障害者本人の高齢化や重度化、親をはじめとする介助者の高齢化や死亡、医療的ケアを必要とする子どもの支援等、障害者を取り巻く環境におけるニーズは多様化している。このような状況の中、地域の実情を踏まえつつ、効率的・効果的な支援事業を展開することが求められている。

障害者の状況（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者）

（単位：人）

年次／区分	身体障害者手帳所持者			療育手帳 所持者			精神障害者保健 福祉手帳所持者
	1級・2級	3級～6級	合計	A	B	合計	
令和元年度末	905	1,095	2,000	143	280	423	256
令和2年度末	886	1,054	1,940	141	286	427	281
令和3年度末	862	1,058	1,920	143	295	438	282
令和4年度末	819	977	1,796	143	295	438	307
令和5年度末	805	938	1,743	145	304	449	304
令和6年度末	770	907	1,677	148	309	457	316

(2) その対策

障害者が住み慣れた家庭や地域の中で安心・安全に暮らせる社会づくりを推進するため、井原市地域自立支援協議会を中心に、井原市障害者相談支援センター、障害福祉サービス

事業所等の関係機関と連携して、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報共有、連携強化、障害者の権利擁護等支援体制の強化を図る。

5 健康づくり

(1) 現況と問題点

健康寿命の延伸を目指し、井原市健康増進計画「第3次健康いばら21」に基づき、各種健康診査や予防接種、食育事業等の実施により、地域ぐるみで健康づくりを進めてきた。

しかしながら、社会生活の多様化、食習慣の乱れ、運動不足などの影響により、がん、心疾患、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病による死因が依然として大半を占め、また、不安や悩みを抱えることから引き起こされるこころの病気など健康課題は多様化している。

このため、市民一人ひとりが生涯を通じて自らの健康状態を把握、管理し、主体的に健康づくりに取り組むことが必要であるとともに、地域社会の中で、不安やストレスによる悩みを抱えた人を孤立させない取組や気軽に相談できる環境を整えることが求められている。

また、慢性疾患や認知症等を発症する高齢者が増加する中、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、介護予防を推進し、主体的に健康づくりに取り組める体制を整えていく必要がある。

(2) その対策

生活習慣病の発症予防及び重症化予防のため、がん検診や健康診査等の重要性についての理解を促し、受診率の向上を図るとともに、受診しやすい健康診査実施体制を整備し、病気の早期発見・早期治療に努める。

また、こころの健康を守るため、幅広い対象に向けて講演会や講座等を開催し、睡眠や休養の重要性やこころの病気に関する正しい知識の普及啓発を行う。さらに、本人や周囲の人が悩みを抱えて孤立することのないよう、相談体制の充実を図る。

加えて、社会全体で健康を支え合う環境づくりのため、地域の人が主体的に楽しく参加できる健康づくり活動を推進するとともに、これらの活動を支える人材育成にも努める。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設			
	保育所	保育所施設整備事業	井原市	
	児童館	児童会館運営事業	井原市	
		児童会館施設改修事業	井原市	
	(3)高齢者福祉施設			
	老人ホーム	養護老人ホーム施設整備事業	井原市	
		特別養護老人ホーム施設整備事業	井原市	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子ども医療費給付事業 〔満18歳に達した日以降の年度末までの子どもに係る医療費自己負担分（保険診療分）の給付。子育て家庭の経済的負担軽減のため実施するもの。〕	井原市	
	(9)その他	保育料等軽減事業	井原市	
		つどいの広場事業	井原市	
		保育の質の向上対策事業	井原市	
		放課後児童健全育成事業	井原市	
		こども家庭センター事業	井原市	
		産後ママあんしんケア事業	井原市	
		不妊治療助成事業	井原市	
		不育治療助成事業	井原市	
		生活習慣病予防事業	井原市	
		自殺予防対策事業	井原市	
		予防接種費助成事業（独自制度分）	井原市	
		緊急通報装置設置事業	井原市	
		いきいきデイサービス事業	井原市	
		軽度生活援助サービス事業	井原市	
		寝具類乾燥消毒サービス事業	井原市	
		高齢者補聴器購入費助成事業	井原市	
		三世代交流事業	井原市	
		障害者相談支援事業	井原市	
		健康増進福祉施設運営管理事業	井原市	

公共施設等総合管理計画との整合性

当該項目に関する公共施設等の維持管理においては、継続する施設は予防保全に努め、状態、用途、老朽化度合等を考慮しつつ統廃合、複合化、多機能化を推進し、役割を終えた施設については用途廃止、譲渡、処分等適切に除却を行うなど、「井原市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第8章 医療の確保

1 医療確保の方針

人口減少や高齢化の進展に伴い、医療需要は変化し、また医療ニーズは高度化、多様化しております、これに対応するため各病院、診療所が相互に連携しながら、持続可能な地域医療提供体制の確保に努める必要がある。

このため、地域の中核的医療機関である井原市民病院においては、「井原市民病院経営強化プラン」に基づき、病院機能の充実・強化や医療の質の向上等を図る。美星国保診療所においても、医療機器及び施設の充実に努める。

また、救急医療体制についても、医療機関の連携、強化を図るほか、二次救急医療体制における二次保健医療圏や県境を越えた救急患者の広域搬送体制を充実する。

さらに、高齢化の進展を踏まえ、保健、医療、福祉の連携により、「地域包括ケアシステム」の構築を図る。

2 地域医療の確保

(1) 現況と問題点

本市の医療機関として、令和6年3月現在、病院3施設、一般診療所19施設（注1）、歯科診療所20施設、薬局18施設があり、このうち1箇所の診療所は、無医地区解消のため週3回巡回診療を続けている。

地域の中核的医療機関である井原市民病院においては、全国的な医師の地域偏在の影響を受け、平成18年8月には産科を休止せざるを得ない状況に陥ったが、令和4年度に岡山大学との間で開設した寄附講座により、産婦人科医師の派遣を受け、妊娠初期の妊婦健診を行うなど、新たな周産期医療体制の構築に努めている。

また、大学病院等からの医師の派遣を受けて、平成22年4月に皮膚科、平成22年12月に循環器内科、平成25年3月に脳神経外科、平成26年7月に消化器外科を開設している。

さらには、平成29年7月からドック健診部を立ち上げ、健診を通して疾病の早期発見、早期治療、市民の健康維持に取り組んでいる。このほか、新型コロナウイルス感染症への対応においても、積極的な患者の受け入れや地域の診療所等に対する指導を行うなど、公立病院としての責務・役割を懸命に果たしている。

病棟運営については、時代に即応したものとするため、令和7年7月に療養病棟37床、急性期一般病棟57床、地域包括ケア病棟45床に再編している。

今後も、市内唯一の総合機能病院として、基幹病院や大学等とのさらなる機能分化・連携強化を図り、市民のニーズに応えられる医療を提供していく必要がある。

医師の地域偏在と高齢化は全国的にも大きな課題であり、地域医療を担う医療機関の減少が懸念され、継続的な医療提供体制の整備が課題となっている。

救急医療体制では、初期救急については井原医師会の協力のもと、在宅当番医制により行っているが、診療科目は内科、外科などが中心であるため、専門医が少ない小児科など

の充実が課題となっている。

そして、二次救急医療体制では、井笠圏域や県南西部医療圏域といった広域で、輪番制や協力病院当番制により実施しており、初期救急医療施設から転送されてくる入院治療を必要とする重症救急患者に対応している。本市は、市域が県境に位置しているため、備後圏域への重症救急患者の搬送も多く、県境を越えた広域での医療提供体制の確保も求められている。

また、超高齢社会を迎え、市民の医療・介護の複合ニーズに対応するため、医療サービスと介護サービス等関係分野の連携による包括医療、在宅医療などの医療サービスの供給体制づくりが望まれる。

注1：一般外来不可の施設内医務室等を除く。

（2）その対策

市内外の医療機関との機能分化と相互連携を強化しつつ、井原市民病院を核とした持続可能な地域医療提供体制の確保と休日、夜間の診療体制を含めた救急医療体制の充実、機能の強化を図るとともに、二次救急医療や、二次救急医療で対応できない重篤な救急患者に対する三次救急医療については、広域搬送体制を確立する。

また、市民が安心して住み慣れた地域で生活することを支えるため、医療・介護・福祉・保健との連携強化により、「地域包括ケアシステム」の構築を図る。

井原市民病院においては、病院機能の充実・強化、基幹病院や地域の診療所等との連携強化を図り、市民のニーズに応じた質の高い医療を提供するとともに、市民の健康増進や生活習慣病予防、地域の感染症対応の強化、医療DXの推進等、複雑化、多様化する医療ニーズに対応したサービスの供給に努める。

美星国保診療所においては、指定管理者制度の活用により、経営の安定化を図るとともに、医療機器、施設の充実及び突発的な故障等に対応する体制を構築し、医療体制の変化に柔軟に対応した長期安定的な医療の提供に努める。

また、診療施設の日常・定期的な点検を実施し、予防保全の考え方に基づき適時適切な維持管理及び修繕に努める。

さらに、安全で快適な市民生活の確保のため、保健・福祉・医療が連携した総合的・一体的なサービスの提供を推進するとともに、地域間の連携を強化し交流に努め、身近な生活地域から広域的な生活圏域に至る保健サービスの提供を推進する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 病院 診療所	井原市民病院医療用機械器具整備事業 井原市民病院施設設備整備事業 美星国保診療所医療用機械器具整備事業 美星国保診療所施設設備整備事業	井原市 井原市 井原市 井原市	
	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他			
		医師確保対策事業 〔医師派遣等による地域医療の充実を図り、安心して暮らせる環境を整備することで、移住定住の促進に繋げるもの。〕	井原市	
		救急医療体制確保事業 〔医療機関が連携し、救急医療体制を確立することで安心して暮らせる環境を整備し、移住定住の促進に繋げるもの。〕	井原市	

公共施設等総合管理計画との整合

当該項目に関する公共施設等の維持管理においては、継続する施設は予防保全に努め、状態、用途、老朽化度合等を考慮しつつ統廃合、複合化、多機能化を推進し、役割を終えた施設については用途廃止、譲渡、処分等適切に除却を行うなど、「井原市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第9章 教育の振興

1 教育振興の方針

近年、急速なグローバル化、情報通信技術の進展、人工知能の高度化等により、人間関係の希薄化や価値観の多様化が進行し、子どもを取り巻く社会環境は急激に変化している。このような時代においては、変化を前向きに捉え、多様性を尊重しつつ他者と協働し、主体的に課題を解決していく能力の育成が求められている。

こうした中、本市では、過疎地域においても全ての子どもたちが確かな学力と豊かな人間性を育み、ふるさとへの誇りと郷土愛を持って地域社会の担い手として成長できるよう、「ふるさと井原の未来を創るひとづくり」を重点施策として、教育の充実と人材の育成に取り組んでいくこととしている。

また、学校・家庭及び地域が連携・協働しながら、基礎学力などの認知能力の定着に加え、学びに向かう力や人間性といった非認知能力の育成を図るとともに、いじめ・不登校対策やインクルーシブ教育を推進し、子ども一人ひとりが安心して学べる環境づくりに努める。

さらに、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、地域の人材や資源を積極的に教育に活用し、体験的・協働的な学びを通じて地域とのつながりを深める教育活動を推進する。

併せて、児童生徒数の減少による教育的課題や学校施設の老朽化、教職員の確保難などの課題が顕在化しており、これらに対応するため、将来を見据えた学校規模の適正化や適正配置を計画的に進め、教育の質の確保と持続可能な学校運営の実現を図ることが求められている。

生涯学習の充実については、まちづくりの基本はひとづくりであるととらえ、自己の充実や啓発に向けて学ぶとともに、地域の魅力拡大や課題解決に参画する意欲を高めるなど、持続可能な地域づくりの担い手となる人材を育成するために必要な学習環境や機会の充実を図る。

また、市民一人ひとりが生涯を通して学習し、その成果をまちづくりに生かすことにより、地域社会の活性化を図るため、「生涯学習によるまちづくり」を進める拠点施設として公民館を計画的に修繕・更新をしながら、長寿命化に努めるなど、地域の活動が活発に展開される環境を整備する。

さらに、スポーツ部門においては、子どもから高齢者まで市民ニーズに合わせて楽しむことができる生涯スポーツや、健康づくり・体力づくり・仲間づくりとしてのスポーツを振興するとともに、市民と行政が一体となって、新体操、陸上競技などの競技スポーツのレベルアップを目指す。

今後も教育の質の確保と地域の活力維持の両立を図る観点から、求められているニーズを的確に把握し、学校教育や社会教育などの各分野において計画的な施策を展開し、本市の教育行政の振興、発展に向けた取組を積極的かつ着実に進めることとする。

2 学校教育の充実

(1) 現況と問題点

学校施設は、本市の未来を担う児童生徒が学び、生活する場であるとともに、地域住民にとっては最も身近な公共施設であり、まちづくりや生涯学習の場としての活用のほか、災害時の避難所に指定されるなど、重要な役割を果たしている。安心・安全な環境の確保に向けて、耐震改修工事や教室への空調設備整備、トイレ空間の環境改善、防災機能の強化など、必要な改修を計画的に進めてきたところである。

しかしながら、築後40年以上が経過した校園舎は、全体の65%を超えており、多くの施設で老朽化が進み、長寿命化改修や質的整備が必要となっている。

また、過疎化や少子化の進行により、学級編制や教育活動の維持に困難が生じ、学校運営に課題が見られるようになってきており、学校規模の適正化や適正配置の検討の必要性が増している。

こうしたことから、学校施設については、長寿命化計画や建築基準法に基づく点検結果を踏まえ、施設の現状や使用状況を総合的に勘案したうえで、優先順位を定め、計画的に施設整備を行うことが重要であり、公共施設マネジメントの観点からも、将来の人口動向や財政負担を見据えた配置の最適化と維持管理コストの抑制が求められている。

また、教育環境のICT化の推進により、GIGAスクール構想のもと、児童生徒1人1台端末の整備が完了している。今後は、より教育の質を高めるため、ICTやAIなどの利活用を推進するとともに、情報セキュリティ対策を講じた教育情報システムの整備と運用体制の強化が一層求められている。

今後、検討が進む学校再編の方針との整合性を図りながら、機能の複合化や地域利用との連携なども含め、教育環境のさらなる質の向上を目指し、地域の実情に即した効率的な施設整備を進めていく必要がある。

併せて、地域の特色を生かして多様な教育活動を工夫し、子どもたちの生きる力の育成を図っていく必要がある。

小・中学校の状況

(単位：校、学級、人)

年次／区分		小学校	中学校	計
令和 2 年度	学校数	13	5	18
	学級数	106	42	148
	児童・生徒数	1,718	871	2,589
令和 3 年度	学校数	13	5	18
	学級数	102	41	143
	児童・生徒数	1,646	877	2,523
令和 4 年度	学校数	13	5	18
	学級数	102	40	142
	児童・生徒数	1,566	885	2,451
令和 5 年度	学校数	13	5	18
	学級数	99	40	139
	児童・生徒数	1,511	858	2,369
令和 6 年度	学校数	13	5	18
	学級数	99	40	139
	児童・生徒数	1,441	835	2,276
令和 7 年度	学校数	13	5	18
	学級数	99	38	137
	児童・生徒数	1,392	800	2,192

※休校の学校は学校数から除く。 (各年度 5 月 1 日現在 教育委員会)

小・中学校施設の整備状況

(単位：校、m²)

区分		小学校	中学校
学校数		13	5
校地面積	総面積	195,069	126,635
	1人当たり面積	140	158
校舎面積	総面積	42,194	28,322
	1人当たり面積	30	35
	一般校舎・その他校舎	33,575	23,168
	屋内運動場	8,619	5,154
屋内運動場設置校		13	5
プール設置校		12	2

(令和 7 年 5 月 1 日現在 教育委員会)

市立高校生徒数の推移

(単位：人)

区分／年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
昼間部	86	100	92	87	73	66
夜間部	7	7	11	14	14	15
計	93	107	103	101	87	81

(各年度 5 月 1 日現在 教育委員会)

(2) その対策

本市における今後の教育施設整備においては、児童生徒数の減少や施設の老朽化といった現状を的確に把握し、限られた財源の中で教育の質を維持・向上させるため、学校規模の適正化や適正配置を計画的に進めていく必要がある。

既存施設については、学校施設長寿命化計画や建築基準法に基づく点検結果を踏まえ、劣化度や緊急性などを総合的に判断し、改修の優先順位を明確化したうえで、計画的に修繕・更新を行い、予防保全に努める。併せて、断熱化やLED化などにより、環境性能の向上と維持管理コストの縮減の両立を図る。

特に、近年の地球温暖化の進行に伴い、夏季における気温の上昇は著しく、子どもたちの健康や安全を守るため、また激甚化・頻発化する災害に対応した避難所機能の強化を図るため、国庫補助金等を活用した屋内運動場への空調設備の整備により、児童生徒がより安全かつ快適に学習できる環境整備を推進する。

また、児童生徒数の減少が進行しており、少人数によるきめ細やかな指導などの利点がある一方で、多様な人間関係を経験する機会が減少し、社会性や協働性の育成に課題が生じやすいという側面がある。こうした状況を踏まえ、児童生徒数の将来的な推移、通学距離、施設の築年数なども含め、学校教育の目的や目標をより良く実現するために、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、再編の方向性を検討する。統合先施設においては、バリアフリー化などの機能強化や各種教室の改修等を必要に応じて実施することで、学習環境と教育の質の向上を図る。

ICT関係では、GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を効果的に活用し、学習の個別最適化と教職員の指導力向上を支援する。教育ネットワークをはじめとする情報通信設備や校務支援システムなどの業務システムについては、更新時期にあわせて機能の充実やセキュリティ対策の強化を図り、社会や学校現場のニーズに応えるとともに、より効果的・効率的な学校運営の実現を図る。

学校給食施設については、調理員の健康管理及び衛生管理の徹底のため、井原市学校給食センター及び学校給食美星調理場の調理室等の設備整備を計画的に進める。

3 幼児教育の充実

(1) 現況と問題点

幼児期における教育・保育は、子どもの基本的な生活習慣や協同性、道徳性の芽生えを育み、好奇心や探究心を養い、創造性を豊かにするなど、生きる力や生涯にわたる人間形

成の基礎を培う上で重要な役割を担っている。このため、個に応じたきめ細やかな教育の実施、小学校への円滑な接続、地域に根差した教育の推進・実践に取り組んできた。

しかし、急激な少子化や女性の就業率の上昇に伴う保育ニーズの急増、幼児教育・保育の無償化などにより、就学前の子どもを取り巻く環境も大きく変化している。幼稚園においては、就園児数が減少し、年齢や発達段階に応じた適正な規模の集団を形成することが困難になり、教育効果や教育環境の質の確保が課題となっている。こうした課題に対応するため、令和6年12月に「井原市就学前教育・保育施設のあり方検討委員会」を設置し、今後の施設の適正規模・適正配置及び運営形態について検討を行ったところである。

今後の幼児教育においては、将来を見据えた施設の適正規模・適正配置を計画的に推進するとともに、老朽化が進む施設については、再編の計画と整合性を図りながら、効率的で持続可能な施設整備や維持管理を行う必要がある。

幼稚園の設置状況

(単位：園、学級、人)

年次／区分	園数	学級数	園児数			
			3歳児	4歳児	5歳児	計
令和2年度	13	28	64	64	100	228
令和3年度	12	28	62	77	69	208
令和4年度	12	27	45	69	83	197
令和5年度	12	28	56	53	71	180
令和6年度	12	27	51	48	57	156
令和7年度	12	25	51	60	54	165

※休園の幼稚園は園数から除く。（各年度5月1日現在 教育委員会）

(2) その対策

幼児教育において育みたい資質・能力を十分に理解し、幼児の発達の実情や興味・関心等を踏まえながら教育活動を展開できるよう、各幼稚園における研究・実践の支援を行う。

また、家庭や地域の子育て機能を損なうことがないよう、「親育ち応援学習プログラム」、「子育て懇談会」、「親子ふれあいレクリエーション」、「子育てに関する講話」等を積極的に行う。さらに、各小学校区ひとつずつネットワーク運営協議会等において、地域と連携した教育活動を行い、地域ぐるみで子どもの主体性や豊かな心を育む。

施設の適正規模・適正配置については、「井原市就学前教育・保育施設のあり方検討委員会」の答申を踏まえ、公立保育園とともに検討を進め、就学前の子どもの教育・保育環境の整備・充実を図る。

併せて、園舎の老朽化対策として実施する営繕工事等（長寿命化改修を含む）については、学校施設長寿命化計画や建築基準法に基づく点検結果を踏まえつつ、再編の計画と整合性を図りながら、予防保全に努め、計画的に整備を行う。

4 生涯学習の推進

(1) 現況と問題点

社会経済環境の急激な変化に的確に対応するため、また、価値観の多様化や余暇時間の増大等により、市民の学習意欲や学習・交流活動への参加はますます活発化しており、アクティブライフ井原、芳井生涯学習センター、美星公民館、各地区公民館、図書館、市民活動センター等の各種施設で、気軽に学習・交流活動、芸術文化活動などに親しむことができる多様な講座や教室、講演会、文化事業の実施など生涯にわたる学習・交流機会の充実が求められている。

また、これらの施設は、市の整備方針と法令等に基づいて整備を進めているが、市民が気軽にかつ安全に利用できる施設である必要がある。

なお、自分に適した手段・方法が選択でき、生涯を通じて学習しやすい環境をつくるには、市民と行政、関係機関がそれぞれの役割分担と協働による組織づくりや各種生涯学習関連施設等の連携が不可欠であり、生涯学習関連情報を適切かつ効率的に提供できる体制が必要である。さらに、多様な学習ニーズに対応できる優れた資質と専門的能力を持った指導者やボランティアの養成・確保を図る必要がある。

さらに、多様化・複雑化する課題と社会の変化に対応した持続可能な地域づくりに向け、「ひとづくり」「つながりづくり」「地域づくり」に主眼を置いた社会教育事業を展開できるよう時代にあった取組が求められている。

(2) その対策

①推進体制の整備

生涯学習の普及・啓発はもとより、市民団体やNPO・企業等との連携により、総合的・体系的な生涯学習推進体制を整備・充実するとともに、多種多様な学習情報を収集・整理し、迅速かつ正確に提供するための体制の充実を図る。

引き続き、子どもから高齢者まで気軽に参加できる多様な講座や教室、講演会、文化事業などの自主事業に積極的に取り組み、生涯学習機会の充実に努める。

②施設等の整備

生涯学習を総合的に推進させるため、中核的役割を果たす、アクティブライフ井原や芳井生涯学習センター、美星公民館の整備はもとより、各地域における生涯学習・社会教育・市民活動の拠点である各地区公民館、井原市ふれあいセンター、市民活動センター等を整備・充実させるとともに、脱炭素社会の実現に向け、設備の高効率化への転換を進める。

さらに、井原図書館・芳井図書館・美星図書館の充実・整備とともに、移動図書館車及び図書館配本ネットワークの充実を図る。

③協働による地域活動の活性化

地域の人材やボランティアの発掘、専門的知識や技術を有する指導者を養成する。

さらに、学習成果を生かした地域づくり活動の推進や「いきいきいばら出前講座」の充実と利用促進により、協働による地域活動の活性化を図る。

④「ふるさと井原の未来を創るひとづくり事業」

「ふるさと井原の未来を創るひとづくり事業」を核とする関係事業を、地域と学校をはじめとする関係諸団体等と連携・協働を深めながら効果的かつ多角的に展開することにより、子どもたちが、これから時代を生き抜くために必要な資質や能力「井原“志”民力（非認知能力）」、ふるさとを愛し、能動的に関わっていこうとする意欲や態度を養うとともに、地域の大人たちが、「ひとづくり」を自分事としてとらえて積極的に関わろうとする意識と実践力を醸成し、「井原“志”民」の育成と、「志縁コミュニティ」の形成を促進する。

5 スポーツの推進

（1）現況と問題点

スポーツは、健康保持・増進や体力の向上、精神のリフレッシュなど心身の両面にわたって大きな役割を果たすため、井原運動公園、井原リフレッシュ公園、井原体育館、B&G海洋センター、芳井運動場・体育館、美星運動場等の施設・設備を備え、各種のスポーツ大会の開催等によりスポーツに親しむ機会の提供を行うとともに、関係組織・団体の育成等に努めるなど、その活動の普及・振興を図ってきた。

しかし、近年の自由時間の増大や健康志向の普及等により、市民のスポーツへの関心は更に高まり、その取り組み方もますます多様化しているため、市民一人ひとりが生涯にわたり、それぞれの目的、健康状態、体力、年齢に応じたスポーツ活動に自発的かつ継続的に親しめる諸施策の一層の充実を図る必要がある。

また、競技スポーツでは、団体競技を中心に競技人口が減少傾向にあるため、若い世代の育成を図るとともに、全体的な競技人口の増加に向けた取組を進める必要がある。

さらに、中学校の運動部活動の地域展開により、その受け皿として地域スポーツ団体等への期待が高まっている。

（2）その対策

① スポーツ活動の推進

いつでも、どこでも市民一人ひとりの年齢や適性に応じ、生涯にわたって、家庭・地域・職場等の日常生活の中でスポーツに親しめるよう教室・講習会等を充実し生涯スポーツの一層の普及・振興を進めるとともに、その活動を通して連帯感や協調性を高め、健康な心身の育成を図る。

スポーツを始めるきっかけづくりとしては、短い期間での体験教室としてスポーツ教室の実施や、ある程度長期間での活動を目指す人の受け皿として、総合型地域スポーツクラブ「いばら生き生きクラブ」の充実を図り、子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しめる環境整備を進める。

さらに、多様化するスポーツニーズに対応するため、市民が気軽にスポーツに接する場を提供する「スポーツフェスティバル」を実施するほか、スポーツに関する適切な指導・助言が行えるようスポーツ推進委員の資質の向上、専門的能力を身につけた指導者の発掘と養成を進める。

競技スポーツ人口の増加を図る上では、井原市スポーツ協会の充実を図るとともに、地域や職場のスポーツグループ、スポーツ少年団などの多世代交流スポーツクラブを育成・支援し、活動の促進と機能の拡大を図る。

併せて、井原市文化・スポーツ振興協会及び市内各種団体との連携により、全国健康マラソン井原大会や新体操フェスティバル、高校駅伝競走大会等の開催をはじめ、全国レベルのスポーツ大会や競技会・イベント等の開催を促進し、高レベルの技術に触れる機会を創出する。

また、中学校の運動部活動の地域展開の受け皿として地域クラブネットワークの組織化や周知に努める。

② 施設等の整備

多様化・高度化するニーズに応えられる施設・設備を目指し、本市のスポーツ活動の拠点である井原運動公園、井原リフレッシュ公園、井原体育館、グラウンド・ゴルフ場、B&G海洋センター等の施設・設備の整備を計画的に推進する。

6 國際交流の推進

(1) 現況と問題点

交通・通信手段の飛躍的な発達に伴い、人、モノ、情報等の流れが地球規模で拡大し、在住外国人の増加など地域社会の様々な分野にまで国際化は進展しており、中学生の海外派遣事業や小学生国際交流キャンプ、英会話教室、イングリッシュランド、国際交流フェスティバルなど各種の交流事業を展開し、時代の変化に対応できるまちづくり、人づくりを進めてきた。

また、外国語指導助手を招き、広い視野と思考力を持つ国際感覚豊かな子どもの育成に取り組むほか、令和元年度からは国際交流員を招き、外国人の目線から、暮らしに役立つ情報や本市の魅力を発信する取組、国際理解を深めるイベントを実施している。

しかしながら、地域社会には、日々の暮らしに課題を抱える外国人研修生や労働者も多く、市民の国際意識の高揚と国際的視野の育成のため、国際交流事業の一層の推進を図るとともに、外国人住民も暮らしやすい環境づくりを進め、多文化共生への市民意識の醸成を図る必要がある。

(2) その対策

日常生活圏が重なる備後圏域7市2町において、共通の方向性を持ち、連携しながら多文化共生の取組を推進していくために策定した、「びんご圏域多文化共生推進ビジョン」を基軸に、民間組織等と連携した、中学生海外派遣事業、小学生国際交流キャンプ事業、英会話教室、イングリッシュランドや国際交流フェスティバルの開催など外国の文化に直接触れる機会を提供するとともに、外国語指導助手の派遣や中学生が受験する英語検定の検定料を助成するなど語学教育の強化をはじめ、国際交流員の派遣による異文化理解の促進、多言語での積極的な情報発信、海外の芸術・文化団体を招いた国際交流イベントの開催、フランスにあるE S I E A大学からのインターン生受入れをはじめとした海外の大学・自治体等との交流事業など、国際交流推進体制の充実を図る。

また、在住外国人が安心して暮らせる生活環境の整備については、外国語併記の各種案内板の設置や「外国人のための暮らしの便利帳」の発行、ボランティアによる日本語教室や料理教室の開催等、在住外国人と市民とのふれあいの場を提供し、更なる国際理解と多文化共生意識の醸成を図る。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	小学校施設整備事業 中学校施設整備事業	井原市	
	屋内運動場	小学校屋内運動場整備事業 中学校屋内運動場整備事業 小学校屋内運動場空調設備整備事業 中学校屋内運動場空調設備整備事業	井原市	
	給食施設	学校給食配送車更新事業 井原市学校給食センター・学校給食美星調理場整備事業	井原市	
	(2)幼稚園	幼稚園施設整備事業	井原市	
	(3)集会施設、体育施設等			
	公民館	地区公民館施設整備事業	井原市	
	集会施設	アクティブライフ井原施設整備事業 芳井生涯学習センター施設整備事業 市民活動センター施設整備事業 市民会館施設整備事業	井原市	
	体育施設	B & G 井原海洋センター整備事業 B & G 美星海洋センター整備事業 体育施設整備事業	井原市	
	図書館	図書館整備事業	井原市	
	その他	井原市ふれあいセンター施設整備事業 星の郷ふれあいセンター施設整備事業	井原市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育 高等学校	学校ICT環境整備・推進事業 （情報化社会の進展に対応できる人材を育成するため、ICT機器を活用した教育を推進するもの。学習意欲の向上及び情報活用能力・思考力・表現力の育成を図る。）	井原市	
	(5)その他	保幼小接続事業 幼児教育・預かり保育の充実 幼稚園職員資質向上事業 いばらっ子伸びる学力支援事業 中学生英語検定料助成事業 主体的な学びの基盤づくり事業 奨学資金貸付事業 スポーツ指導者育成事業 いばら生き生きクラブ事業 国際交流事業	井原市	

公共施設等総合管理計画との整合

当該項目に関する公共施設等の維持管理においては、継続する施設は予防保全に努め、状態、用途、老朽化度合等を考慮しつつ統廃合、複合化、多機能化を推進し、役割を終えた施設については用途廃止、譲渡、処分等適切に除却を行うなど、「井原市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第 10 章 集落の整備

1 集落整備の方針

農産物の供給や国土の保全、水資源のかん養等の多面的・公益的な機能を有する過疎地域は、都市地域を含む住民の安全、安心な生活を支えている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は住民共有の財産であり、それは過疎地域に住む住民によって支えられてきたものである。

しかしながら、過疎地域では多くの集落がコミュニティ維持の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面しており、過疎地域の集落が健全に維持されていくことへの支援が強く求められている。

のことから、集落の持続的発展を目的として、特に小規模高齢化集落間の連携を図りつつ広域的に支え合うなど、集落機能の維持・再編に向けた取組を推進する。特に、モデルとなる取組を実施している地域については、県の「おかやま元気！集落」に登録し、集落機能の強化につながる研修会等へ地域住民の参加を募るなど、継続的な取組が行われるよう積極的に支援する。

2 集落の整備

(1) 現況と問題点

概ね集落毎に組織された自治会がコミュニティを築いているものの、若年層の都市部への流出、高齢化の加速、出生率の低下に伴う単身世帯、高齢者のみの世帯の増加や就業構造の変化、核家族化の進行により、住民相互の連帯感が希薄化しつつある。

中でも山間部では集落規模の縮小が著しく、集落内の共同作業、コミュニティ活動、冠婚葬祭時や緊急時における相互扶助等、共同体としての機能維持及びコミュニティの活性化に向けた取組が急務であるが、各集落が抱える課題を自ら解決していく上で中心となるリーダー的人材の不足や既存の地域団体等との連携不足が課題となっている。

(2) その対策

このような状況下にあっても集落機能を維持するため、特に小規模高齢化集落において複数の集落が連携し広域的に支え合うなど、集落機能の維持・再編に向けた取組を積極的に支援する。その具体策として、地区まちづくり協議会が主体的に実施するまちづくり活動や各協議会間での連携事業を積極的に支援するとともに、自主的な地域活動の拠点となる地区集会所等の整備を進める。

また、地域コミュニティ活動にNPO等の新しい組織の参加を求めるながら、地域住民の相互扶助と世代間交流を促進し、集落機能の充実を図る。

さらに、市民の主体的な地域づくり活動への参加を促進するための体制づくりや地域コミュニティを牽引する人材の育成を目的とした学習機会の拡充など地域リーダーの確保・養成に努める。住民と行政の連携のもと、地域の実情に応じた地域支援活動により、地域の維持、活性化を推進するため、まちづくり支援員を設置する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(3)その他	地域活性化補助金	井原市	
		がんばる地域応援補助金	井原市	
		地区集会所等施設整備事業補助金	井原市	

公共施設等総合管理計画との整合

当該項目に関する公共施設等の維持管理においては、継続する施設は予防保全に努め、状態、用途、老朽化度合等を考慮しつつ統廃合、複合化、多機能化を推進し、役割を終えた施設については用途廃止、譲渡、処分等適切に除却を行うなど、「井原市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第 11 章 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等の方針

創造性豊かな芸術活動や地域に根ざした文化は、心を豊かにし、ゆとりやうるおいなど生きる喜びをもたらすほか、地域生活を豊かにし、地域の個性や独自性を生み出すなど「文化」の果たす役割は極めて大きく、地域文化の振興は今後更に重要性を増していくと思われる。

「個性ある地域文化を体感できるまちづくり」を実現するため、優れた芸術・文化にふれあう機会の拡充に努め、各種芸術・文化団体の育成支援及び自主的な活動の一層の促進を図るなど、多くの市民が芸術・文化活動に主体的に参画することにより交流の輪が広がるよう、多彩な芸術・文化イベントの開催や芸術・文化活動の拠点となる文化施設の連携、運営の充実を図る。

また、貴重な文化財はふるさと井原の大きな魅力となり、井原の歴史や伝統文化を内外に発信する上で大きな役割を担っていることから、今後も調査や保存を計画的に進め、先人が守り伝えた文化遺産の積極的な活用を図る。

2 芸術、文化

(1) 現況と問題点

余暇時間の増加や価値観の複雑・多様化等、市民生活を取り巻く環境の変化により、精神的なゆとりとうるおいをもたらす芸術・文化への志向はますます高まり、観る文化から創造・参加する文化へと移行するなど高度化、多様化する市民ニーズに応えるため、各種文化団体の育成や支援、芸術文化活動の促進、活動の場・発表の場の提供など様々な芸術文化事業を展開している。

一方、市内には中国地方の子守唄、那須与一、北条早雲や雪舟、歴史的な町並みなど個性豊かな歴史文化を持ちながらも、まちづくりに十分生かしきれておらず、今後は、商業・観光とタイアップした芸術や伝統文化、歴史遺産などの活用が求められている。また、井原市文化協会をはじめとした文化関係団体と連携しながら、市民生活に密着した文化活動や交流活動を一層促進し、多様なニーズに応えるよう環境整備を一層進めるなど、個性ある地域文化を創造する必要がある。

(2) その対策

井原市文化・スポーツ振興協会と連携し、井原市文化協会や各種文化団体の育成・支援や市民の主体的な活動を担うリーダーの育成を進める。

また、アクティブライフ井原や平櫛田中美術館内の市民ギャラリー、芳井生涯学習センター、美星公民館等を拠点とし、各種文化講座の開設や発表・展示機会の拡充を図るとともに、各種芸術・文化活動の情報提供や啓発活動の充実を図る。

さらに、市民のふるさと井原の魅力に対する关心や愛着を深めるため、平櫛田中美術館では、郷土の偉人である平櫛田中の情報発信や魅力ある特別展を開催する。このほか、優

れた芸術作品・文化講演・音楽会などの招へい、歴史的町並みを活かした地域団体との連携、雪舟など歴史的に縁のある関係団体との連携を積極的に進めるとともに、これらの活動を商業・観光機能と連携させ、個性豊かな歴史・文化を生かしたまちづくりを推進する。

3 文化財の保存

(1) 現況と問題点

先人が築き、継承してきた文化遺産は、郷土の歴史・文化に対する正しい理解と先人への敬愛心を醸成する上で不可欠であることから、貴重な文化財を保護・保存し後世へ伝えしていくことが肝要であり、文化財の保存・整備や市民の文化財保護に対する意識啓発が求められる。しかし、近年都市化の進展や過疎化等に伴い、埋蔵文化財や歴史的建造物の損壊、民俗資料の散逸や伝統芸能に対する意識の希薄化、後継者の育成などが問題となっている。

本市には、広く備中地域に継承されている国指定の重要無形民俗文化財である備中神楽を、若い世代が子ども神楽という形でしっかりと受け継ぐシステムが構築されているが、このような各地域に伝わる伝説・民話や農村社会が持つ民俗文化に光をあて、保存・継承することにより、コミュニティの醸成や歴史・文化に根ざした地域づくりの原動力とする必要がある。

(2) その対策

本市には、貴重な文化財が多く残されている。この貴重な文化財を後世に残すために、指定文化財所有者やその管理者が実施する文化財の保存又は修理に対する支援を行う。また、井原市の歴史・文化遺産を紹介したホームページ等を活用し、市民の文化財保護意識の高揚を図るとともに、文化財の説明板についても傷んでいるものは順次更新を行う。

井原市文化財センターを文化財の情報発信の拠点とし、企画展や講座を通して歴史・文化遺産に触れ、学習や研究ができる場を提供する。

さらに、地域の文化財顕彰団体や伝統芸能の保存・継承団体と連携を取り、地域の文化財の保護・保存や継承のため後継者の育成・支援を図るなど、市民の自主的な活動を支援する。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	文化施設維持管理事業	井原市	
	(3)その他	地域文化伝承支援事業	民俗芸能保存団体	
		歴史・文化遺産情報発信事業	井原市	
		平櫛田中美術館特別展の開催	井原市	

公共施設等総合管理計画との整合

当該項目に関する公共施設等の維持管理においては、継続する施設は予防保全に努め、状態、用途、老朽化度合等を考慮しつつ統廃合、複合化、多機能化を推進し、役割を終えた施設については用途廃止、譲渡、処分等適切に除却を行うなど、「井原市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第12章 再生可能エネルギーの利用の推進

1 再生可能エネルギーの利用の推進の方針

我が国は、世界の脱炭素化を主導すべく「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、地球温暖化対策計画において、2035年度、2040年度の温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すとともに、排出削減と経済成長の同時実現に資する地球温暖化対策を推進することとしている。

地球温暖化を巡る問題は、地球規模で近年ますます深刻化しており、本市の環境や市民生活にも多大な影響を及ぼしかねない。限りある資源や良好な環境を次世代へ引き継ぐため、再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備及び低公害車等の導入拡大といった脱炭素社会の実現に向けた取組が広く普及した地域づくりを目指す。

2 地球温暖化対策が広く普及した地域づくり

（1）現況と問題点

防災拠点となる市役所本庁舎・美星支所・芳井生涯学習センター等公共施設へ太陽光発電設備及び蓄電池を設置し、市役所本庁舎等への電力供給を行うことで、温室効果ガス排出量の削減に努めている。これらの電力は災害時にも非常用電源として利用することが可能であり、災害に強い自立分散型エネルギーシステムの構築を目指している。

井原体育館においては、太陽光発電設備及び蓄電池に加え、地中熱空調設備の導入を図り、地域レジリエンス（注1）・脱炭素化を同時実現する施設を目指している。

脱炭素社会実現への取組は喫緊の課題であり、本市においても、市民・事業者・行政など各主体が一丸となって温室効果ガス削減に向けた取組を加速し、カーボンマネジメントを推進する必要がある。

注1：災害等に対する強靭性の向上

（2）その対策

① 公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入

本市が率先して脱炭素社会の実現に向けた取組を実践するため、市内公共施設の更なる省エネルギー化を目指す。特に、避難所に指定している施設について、高効率空調、太陽光発電、エネルギー管理システム、LED照明、蓄電システム等の整備を進める。

② 再生可能エネルギー設備等を有する公共施設を活用した環境学習の実施

地中熱方式の高効率空調や太陽光発電などの再生可能エネルギー設備、エネルギー管理システム、LED照明、蓄電システム及び電気自動車用充電設備等を有する公共施設を環境学習の拠点とし、エコまちモデルとして、電力の見える化や地域と連携した啓発イベントを行うことで、再生可能エネルギーや省エネルギーに対する市民の関心を高め、導入を促進する。

③ 再生可能エネルギー等の導入促進に向けた支援

再生可能エネルギー設備等の導入促進のため、市民向けに暮らし向上スマートエネルギー導入補助金の交付等による支援を行う。

また、事務所や工場において省エネルギー診断を活用し、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入が図れるよう、情報提供を行うなど事業者を対象とした支援策を検討・実施する。

④ 低公害車の普及促進とインフラ整備

温室効果ガスの削減につながるハイブリッド自動車や電気自動車を中心とした低公害車の普及促進のため、公用車更新の際は、災害時に蓄電装置としても利用可能なシステムを有する電気自動車の導入を検討する。また、インフラ整備として、公共施設へ電気自動車用の充電設備を設置し電気自動車の普及拡大を図る。

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(3)その他	省エネルギー・クリーンエネルギーの推進	井原市	

公共施設等総合管理計画との整合

当該項目に関する公共施設等の維持管理においては、継続する施設は予防保全に努め、状態、用途、老朽化度合等を考慮しつつ統廃合、複合化、多機能化を推進し、役割を終えた施設については用途廃止、譲渡、処分等適切に除却を行うなど、「井原市公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型ごとの基本方針との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

第13章 その他地域の持続的発展に関する 必要な事項

1 行政運営の課題とその対策

(1) 現況と問題点

社会経済情勢の急激な変化により、行政需要がますます複雑、多様化する一方で、財源確保は困難になるなど行政を取り巻く環境は著しく変化しており、これに伴い、行政事務は増大、高度化しており、住民サービス維持のための組織の拡大が憂慮される。

複雑、多様化する行政需要に対し、弾力的かつ的確に対応するため、効率的な行政運営と優れた人材の確保、適材適所の人員配置、適正な人員管理が求められるとともに、住民サービスの一層の充実を図るため、時代にあった持続可能で効率的な行政システムを確立する必要がある。

(2) その対策

① 行政組織の合理化

行政を取り巻く状況の変化を把握しつつ、組織・機能の見直しを検討し、簡素化、効率化を図るとともに、必要に応じてプロジェクトチームの編成等の組織横断的な体制づくりを行うなど行政執行体制を強化する。

② 人事管理の適正化

管理・監督者の人事管理上における責任体制を確立し、厳正な服務規律の確保や適正な人事管理を行い、職員の士気の高揚を図るとともに、職員の能力を的確に把握し、各人が持てる能力を十分に引き出し発揮できるよう、適材適所の人事配置、生き生きと働く職場の環境づくりを推進する。

また、体系的な研修の充実等により、行政を取り巻く環境の変化に対応できる創造力、企画力、政策形成能力等に長けた職員を養成する。

③ 行政事務の効率化

地域住民と行政との役割分担を明確にし、民間委託、指定管理者制度等民間活力の積極的な活用を継続するとともに、事務処理手法の改善、ゼロベースでの見直しや優先順位の厳しい選択による事務事業の整理合理化を進め、将来にわたり持続可能で効率的な行政運営を行う。

また、行政情報処理システムの効率的な運用、ICT の活用等情報サービス機能の一層の整備・充実を図る。

2 財政運営の課題とその対策

(1) 現況と問題点

財源の確保が困難な中、人件費の上昇や物価高騰が続き、社会保障関係経費や公共施設等の維持更新経費等が増加する一方で、市税や地方交付税は伸び悩んでおり、今後、ますます厳しい財政運営を余儀なくされることが懸念される。

こうした厳しい状況の中であっても、市民一人ひとりが健康で笑顔あふれる「輝くひと 未来創造都市 いばら」の実現に向け、限られた財源を最大限有効活用しつつ「井原市第7次総合計画」や「第2期元気いばら まち・ひと・しごと創生 総合戦略」に掲げる各種施策を展開する必要がある。

そのため、「将来にわたり持続可能な財政運営」の確立を図ることが急務となっている。

(2) その対策

歳入については、地場産業振興や企業誘致等による税収の確保、積極的な魅力発信によるふるさと納税の增收、未利用財産の有効活用等による自主財源の確保に努めるとともに、事業実施にあたっては国・県の資金や交付税措置の高い有利な地方債をはじめ、クラウドファンディングの活用等により積極的な財源確保を図る。

歳出については、徹底した洗い直しを行うとともに、事業実施にあたり、事業評価により費用対効果を十分に精査し、「選択と集中」による市民ニーズをとらえた施策への予算配分の重点化・効率化を実施する。

さらに、引き続き行財政改革を強力に推進し、徹底した経費の節減合理化を図る。

【参考】事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	分譲宅地開発助成金交付事業 〔市内に分譲宅地を造成する民間事業者への助成。住宅環境の整備や市内への転入の促進を図るもの。〕	井原市	当該施策により人口増を見込んでおり、その効果は将来に及ぶものである。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 その他	事業承継推進事業 〔事業承継を行う市内事業所への補助。事業の効率化と経営の安定を図り、将来に向けた事業の継続を促すもの。〕	井原市	当該施策により地域の産業の永続的発展を見込んでおり、その効果は将来に及ぶものである。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域公共交通維持再編事業 〔持続可能かつ効率的で利便性の高い公共交通体系の構築を目指し実施する。〕 ・地方バス路線維持事業 〔民間事業者が市内で運行する路線バスのうち不採算路線について、一定の基準に基づき助成を行う。〕 ・井原あいあいバス運行事業 〔路線バスを補完する目的で、民間事業者への委託及び自家用有償旅客運送により運行するもの。〕 ・予約型乗合タクシー運行事業 〔公共交通空白地域に居住する市民の生活移動手段の確保を目的に、主に集落から交通結節点を結ぶ公共交通手段として運行するもの。〕	井原市	当該施策により地域旅客運送サービスの持続可能な提供を見込んでおり、その効果は将来に及ぶものである。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費給付事業 〔満18歳に達した日以降の年度末までの子どもに係る医療費自己負担分（保険診療分）の給付。子育て家庭の経済的負担軽減のため実施するもの。〕	井原市	当該施策により子育て環境の確保・充実を見込んでおり、その効果は将来に及ぶものである。
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	医師確保対策事業 〔医師派遣等による地域医療の充実を図り、安心して暮らせる環境を整備することで、移住定住の促進に繋げるもの。〕 救急医療体制確保事業 〔医療機関が連携し、救急医療体制を確立することで安心して暮らせる環境を整備し、移住定住の促進に繋げるもの。〕	井原市	当該施策により安定した地域の医療提供体制の確保を見込んでおり、その効果は将来に及ぶものである。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 高等学校	学校ICT環境整備・推進事業 〔情報化社会の進展に対応できる人材を育成するため、ICT機器を活用した教育を推進するもの。学習意欲の向上及び情報活用能力・思考力・表現力の育成を図る。〕	井原市	当該施策により時代に即した教育環境の提供を見込んでおり、その効果は将来に及ぶものである。